

令和3年 第3回定例会

予算決算常任委員会記録（第4号）

令和3年9月17日（金曜日）

午前10時00分 開議

午後 3時49分 散会

○出席委員（26名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	13番	蒔苗博英	委員
	1番	竹内博之	委員		2番	成田大介	委員
	3番	坂本崇	委員		4番	齋藤豪	委員
	6番	蛭名正樹	委員		7番	石山敬	委員
	8番	木村隆洋	委員		9番	千葉浩規	委員
	10番	野村太郎	委員		11番	外崎勝康	委員
	12番	尾崎寿一	委員		14番	松橋武史	委員
	15番	今泉昌一	委員		16番	小田桐慶二	委員
	17番	鶴ヶ谷慶市	委員		18番	石岡千鶴子	委員
	20番	石田久	委員		21番	三上秋雄	委員
	22番	佐藤哲	委員		23番	越明男	委員
	25番	清野一榮	委員		26番	田中元	委員
	27番	宮本隆志	委員		28番	下山文雄	委員

○欠席委員（1名）

5番 福士文敏 委員

○出席理事者

企画部長	外川吉彦	財務部長兼 健康子ども部理事	森岡欽吾
市民生活部長	岩崎隆	福祉部長	番場邦夫
健康子ども部長	三浦直美	農林部長	中田善大
商工部長	西沢宏智	観光部長	神雅昭
建設部長	花岡哲	建設部理事	佐藤久男
都市整備部長	天内隆範	会計管理者	野呂智子
上下水道部長	坂田一幸	市立病院事務局長	澤田哲也

教 育 部 長	鳴 海 誠	教育委員会理事兼 学校教育推進監	横 山 晴 彦
企 画 課 長	白 戸 麻紀子	広 聴 広 報 課 長	土 岐 康 之
財 政 課 長	今 井 郁 夫	管 財 課 長	工 藤 浩
市 民 税 課 長	石 井 啓 之	資 産 税 課 長	石 田 剛
収 納 課 長	中 田 和 人	市 民 協 働 課 長	高 谷 由美子
環 境 課 長	福 士 智 広	福 祉 総 務 課 長	秋 田 美 織
障がい福祉課長	白 取 靖 夫	介 護 福 祉 課 長	川 田 哲 也
こども家庭課長	石 澤 容 子	国 保 年 金 課 長	葛 西 正 樹
国保年金課長補佐	相 馬 延 承	健 康 増 進 課 長	山 内 恒
スポーツ振興課長	石 澤 淳 一	ス ポ ー ツ 振 興 課 参 事	柴 田 幸 博
農 政 課 長	齊 藤 隆 之	り ん ご 課 長	澁 谷 明 伸
農 村 整 備 課 長	京 野 直 文	文 化 振 興 課 長	佐 藤 孝 子
土 木 課 長	千 葉 裕 朗	建 築 住 宅 課 長	木 村 和 彦
都 市 計 画 課 長	福 士 一 之	公 園 緑 地 課 長	成 田 正 彦
会 計 課 長	中 村 工	上 下 水 道 部 総 務 課 長	田 中 知 巳
上下水道部営業課長	柳 田 尚 美	上 下 水 道 部 工 務 課 長	小 野 敦 弘
上下水道部上水道施設課長	石 川 竜 明	上 下 水 道 部 下 水 道 施 設 課 長	本 間 嘉 章
市立病院総務課長	堀 子 義 人	市 立 病 院 医 事 課 長	尾 坂 毅
教育総務課長	菅 野 洋	学 校 整 備 課 長	高 山 知 己
学校整備課長補佐	福 士 太 郎	学 校 整 備 課 施 設 係 長	下 山 武 洋
学 務 健 康 課 長	相 馬 隆 範	教 育 セ ン タ ー 所 長	小 笠 原 恭 史
学 校 指 導 課 長	鈴 木 一 哉	生 涯 学 習 課 長	原 直 美
中央公民館長	中 川 元 伸	博 物 館 長	石 岡 博 之
文 化 財 課 長	小 山 内 一 仁		

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 記 一	次	長	菊 池 浩 行
議 事 係 長	蝦 名 良 平	総 括 主 査		成 田 敏 教
主 事	附 田 準 悦	主 事		成 田 崇 伸
主 事	外 崎 容 史			

午前10時00分 開議

ただいまの出席委員は26名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

昨日に引き続き、議案第74号令和2年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供

します。

10款教育費に対する質疑を続行します。

まず、日本共産党。

◎9番(千葉 浩規委員) まず、10款1項4目、決算書291ページ、293ページの非常勤職員報酬、期末手当、社会保険料、費用弁償の中のフレンドシップ事業について質疑をいたします。

令和2年に教育指導員について、会計年度任用職員へ変更されたかと思えますけれども、待遇等の改善は見られたのでしょうか。答弁をお願いします。

◎教育センター所長(小笠原 恭史) フレンドシップルームの教育指導員を会計年度任用職員といたしましたことで、年に2か月分の報酬が期末手当として支給されるようになりました。

◎9番(千葉 浩規委員) その結果、教室を利用している生徒について、何らかの改善とか、そういうのは見られたのでしょうか。答弁をお願いします。

◎教育センター所長(小笠原 恭史) この令和2年度に会計年度任用職員といたしましたことに加え、勤務時間を延長したことで、いつも担当の教育指導員の指導が受けられる子が増えたなどの効果は出ております。

◎9番(千葉 浩規委員) 勤務時間が伸びたということで、これはやはり教育指導員の待遇を改善するということは、教室を利用している児童生徒にとってもプラスに働くということではないかと思うわけです。さらに指導員の待遇を改善して、安定的に働ける環境を整えるということは、指導員の指導経験を高めて、児童生徒の利益にもつながっていくと考えるわけです。

そこで、指導員を正職員として雇用するといった検討というのはなされてこなかったのでしょうか。答弁をお願いします。

◎教育センター所長(小笠原 恭史) 委員がお

話しされた経験ある人材の確保あるいは指導方針などを引き継いでいくということは、非常に大切なことだと課題意識を持っておりますが、教育指導員を正職員にするということを検討してきたことはございません。しかしながら、正職員である指導主事が打合せ、指導に日々関わり、また教育指導員の報酬など処遇につきましても、先ほど御紹介したとおり令和2年度に改善を行っております。

今後も、よりよい指導・支援を担保していく上でも検討していきたいと考えております。

◎9番(千葉 浩規委員) それでは続きまして、2項目めの質疑です。10款4項4目の決算書323ページ、図書館の指定管理料についてです。

今年もそうなのですが、去年においてもコロナの影響で図書館を休館せざるを得ないといったこともあったかと思うのですが、しかし、休館したとしても、図書館としてやはり市民の知る権利を保障するということが必要であると考えられるわけですが、この休館中、図書館としての機能を発揮するためにどのような取組がなされてきたのか、答弁をお願いします。

◎生涯学習課長(原 直美) 令和2年度の施設休止中の指定管理業務についてお答えいたします。

指定管理制度を導入している弘前図書館、岩木図書館、こども絵本の森においては、令和2年4月20日から5月17日までを休止いたしました。休止期間中は、館内の消毒作業や開館期間中には行うことが難しい業務について集中して行うこととしておりました。また、三密を避けるための対応として、学習室や視聴覚室の椅子を片づけ、間隔を空けて利用していただけるよう、安全なサービスの提供に向け、準備作業を進めておりました。

この休止については、人の流れを抑制し、人との接触機会を低減させ、感染拡大を防ぐために実

施したものでございますが、利用者の方のためには、既に貸出しされている図書の返却期間の延長や電話での対応、レファレンスサービスなどの対面サービス以外で提供可能なサービスを行いながら、安全な業務の実施に向けて、休止期間中も作業を行っていたものでございます。

◎9番（千葉 浩規委員） 今現在、図書館が休館の状況ではありますけれども、今の話によれば、図書館の機能を発揮するために様々な努力をされてきたということですが、とりわけレファレンス事業については、やはり積極的にそういう取組を今も行っているということを市民に広くアピールして、休館中であってもそういう取組があって、そういうレファレンスの要求とかを寄せていただくようにということでのやはりアピールはしていくべきと思いますので、よろしくお願います。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会。

◎10番（野村 太郎委員） 私から、10款1項3目、決算書291ページの「学ぶ力」向上事業について質疑させていただきたいと思います。特に、この「学ぶ力」向上事業の中の標準学力検査と知能検査についてお聞きいたします。

以前も予算決算常任委員会あるいは一般質問でも言及したとおり、この標準学力検査と知能検査というものをやることで、いわゆる知能検査の結果から見ると、学力が低い、あるいは高いというのがあって、いわゆるアンダーアチーバー、オーバーアチーバー、アンダーアチーバーというのは、知能指数の割には成績が悪い、だったらこの子はどういうふうになっているのか。単に怠けているだけなのか、あるいは、実は、ディスレクシアのような学習障がいがある。あるいはオーバーアチーバーの場合は、頑張り過ぎていて、何か精神疾患を併発しているというようなところで、個々の学習状況、あるいはこれからの状況につい

て、いろいろと基礎的な資料になるものだと思います。そういう点で大変重要な事業なのですけれども、令和2年度のこの実施状況と、そしてどういった、これは個別に多々あると思うのですけれども、どういった指導、これを基にどういった教育の指導を行ったかというところをお願いいたします。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） お答えいたします。

令和2年度の実施状況でございますけれども、知能検査は小学校2年生、5年生、そして中学校2年生、そして学力検査は小学校5年生と中学2年生の児童生徒に行っております。その結果につきましては、夏休みのあたりに各学校で個人面談を行いまして、各家庭に個表を配付しながら、丁寧にこれからの取組などについて御説明をしている、そのような取組となっております。

◎10番（野村 太郎委員） ありがとうございます。

私が中学生だった頃は、それこそ担任の先生が各戸の家庭訪問のときに訪ねてきて、虎の巻のように、この結果でいろいろ、ちょっともう少し頑張れるのではないかなとかと、いろいろ来たのですけれども、今はそうやって夏休みの面談という形でやっているということなのですけれども、かつて一般質問とか予算委員会でもちょっと問題にしたのですけれども、あまりにもこの結果というものを、個別指導というか、先生と生徒だけの間で共有して、弘前市全体でこういう傾向があるというようなところがあまり重視されていないのではないかという話をしていたのですけれども、今、そういった状況というのは、変化というのがあるものなのか、そこのところをお願いいたします。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 今、私、先ほど個人のお子様に対してどう対応するのかというの

は個人面談でということ、そのほか全体の傾向としての対応につきましては、年に1回「学ぶ力」向上研修会というのを行いまして、そちらのほうで市立小中学校の先生方に学び方、教え方もそうなのですけれども、指導してございます。その基になっているものでございますが、県教育委員会が作成いたしました「学びのスタンダード」という冊子がございます。そちらのほうを通しまして、あわせまして各学校、全体の傾向に合わせまして、個人の、それぞれ違いますので、その対応について取組をお願いしているところでございます。

◎10番（野村 太郎委員） ありがとうございます。本当にこれ、個々のものと全体としての傾向というものを、いずれも重要視して別個の対応をしていかなければ駄目だと思います。

これ、意見として述べさせていただくのが、生徒の御両親、保護者の皆さんというのは、この標準学力検査と知能検査というものを二つ一体でちゃんとやって意味があるものだというところをなかなか理解していただいてなくて、この標準学力検査、「何だ、またテストをやるのか」というような感じで、意義というか、目的というのが何なのかというのをなかなか周知できていないというところがあって、そういう点で保護者の不満というのがいろいろ漏れ伝わってくるころなわけですけれども、やはりこれというのは、先ほど言ったようにオーバーアチーバーあるいはアンダーアチーバーというような形で、学力の向上というよりは個々の指導というものをするための基礎資料になるのだというところをもう少し保護者の皆様に理解していただけるような取組、説明というものをより深めていただきたいなというところをお願いして終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属。

◎2番（成田 大介委員） 私からは、10款1項

4目、決算書290ページ、インクルーシブ教育システム推進事業、説明書190ページであります。

これは説明書を見ますと、「障がいのある子どもとない子どもが合理的配慮のもと」というようなことの走り、まず冒頭説明があるのですけれども、まずは事業内容をお聞かせください。

◎教育センター所長（小笠原 恭史） インクルーシブ教育の事業内容ですけれども、特別支援学校の校長先生を御退職された先生方など、インクルーシブ教育の専門性の高い方々を学びの協力員として雇用し、毎年全ての学校を訪問して、インクルーシブ教育に基づく校内支援体制の助言、個別の指導・支援の助言などを行い、その周知充実を図っております。加えて、市立小中学校の中堅教員の先生方を対象として、教育相談等の講座を年10回行いまして、各校で御活躍いただけるようバックアップしております。

◎2番（成田 大介委員） ありがとうございます。これは配置するとありますけれども、配置人数が4名というところなのですけれども、これは何か、どういう形の配置になっているのかお聞かせください。

◎教育センター所長（小笠原 恭史） この4人につきましては、市内小中学校、お一人の先生に4分の1ずつ、配置といいましても、各校に配置するのではなくて、教育センターに配置という考え方で、派遣という形で訪問を行っております。

◎2番（成田 大介委員） ありがとうございます。障がいを持つお子さんたちというのは、やはりしっかりとそういう形で指導というか、しっかり導いていただきたいなと思います。

続きまして10款1項4目、これも290ページ、ICT活用教育推進事業、これ説明書も190ページであります。

まずこれ、教員を対象にした教育用ソフトウェアの操作説明会とありますけれども、これのまず

内容を教えてください。

◎学校整備課長（高山 知己） 5回研修を行ってございます。延べの参加人数が103名ということなのですけれども、教育用ソフトウェアの操作の研修会ということで、これは児童生徒が休みの8月と冬休みの1月に計4回行っております。あと1回は10月に行っておるのですけれども、この際には、当時、今もですけれども、新型コロナウイルスの感染拡大というところで、当時まだオンラインの研修というのがあまり開かれていなかったということで、わざと意図的にオンラインで学校とを結んで研修を行ったという内容でございます。

◎2番（成田 大介委員） これも私、たしか2年前の決算だったか予算だったか、ちょっと質疑したのですけれども、当時まだプロジェクターとかそういうものが各校に1台あるか・ないかというような状態だったと思うのですけれども、昨年度の配備実績を教えてください。

◎学校整備課長（高山 知己） こちらのほう、リースというか、賃借で行っておりますので、全部で482セットございます。

◎2番（成田 大介委員） これ最後、使用料と賃借料で2328万9000円というようところで書いていますのですけれども、これリースなので、ごめんなさい、素人考えで、賃借料は分かるのですけれども、使用料というのは何になりますでしょうか。

◎学校整備課長（高山 知己） 使用料というのが、無線LAN等の通信料等の使用料ということでございます。

◎2番（成田 大介委員） すみません、時間がないので、またちょっと後々お聞かせください。

次、10款1項4目、これも決算書290ページ、生命の尊さ教育授業、説明書は193ページでありますけれども、その中に3項目ありまして、その

中の性教育研修講座、学級経営講座の事業内容を簡単に教えてください。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） まず性教育研修講座でございますが、学校が直面する性の問題に関する指導の在り方について、改善につながる視点となる内容を取り上げて行う研修でございます。そして、学級経営講座でございますが、学校生活において基盤となる学級を誰にとっても居心地のいい学びの場にしていくことについて、講義や演習を通して学んでいく講座でございます。

◎2番（成田 大介委員） そしてこれ、性教育研修講座が1回の開催で11人と。それから学級経営の講座が2回の開催で延べ22人というところなのですけれども、講習を受ける対象者はどなたになりますでしょうか。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） お答えいたします。

対象者につきましては、学校教職員でございます。

◎2番（成田 大介委員） これは意見だけ。これは本当にどちらも非常に大切な講座かと思えます。学級経営については、延べ人数22人ということは、ダブリがあるということだと思えるのですけれども、性教育については11人と。教職員の数を合わせるとどれぐらいになるのかということもありますけれども、やはりこれは、特に性教育については、今いろいろとこういうネット環境がある時代の中で、非常に私は大切な教育ではないかな、一つではないかなと思っております。なので、これはしっかりと教職員の方に参加していただいて、しっかり児童生徒に指導していただけるようお願い申し上げます。

次が10款1項2目、288ページ、奨学貸付金、これは説明書の196ページであります。これは高校に限定して、まず事業内容と昨年度の実績を教えてください。

◎教育総務課長（菅野 洋） この事業は、高校に入学する方で弘前市に住民登録を有する者の被扶養者のうち、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学困難と認められる者に対して学資を貸与するというものです。

昨年の実績になりますけれども、令和2年度は高校に4名、新規で20名に貸与をしております。

◎2番（成田 大介委員） ちなみに、現状の制度で申請が通らなかったとかという御家庭はありますでしょうか。あるとすればどれぐらいか。申請が通らなかった、申込みが通らなかった。

◎教育総務課長（菅野 洋） 申請をいただければ、ほとんど通っております。

◎2番（成田 大介委員） 実は、大学進学の場合、この奨学金というのはいろいろ議論はあるところですが、大学進学の場合はそれなりに各種制度、いろいろな制度があるのかなと思うのですが、高校についてはちょっと難しいとか、分からないとか、ちょっとハードルがなかなかクリアしづらいというような話も聞こえてきます。現状の制度では、教育の機会均等とはちょっと程遠いのかなというところで、使いやすい制度になるよう、これからも検討していただきたいなと思います。

次が10款2項1目、10款3項1目、決算書298ページ、304ページ、小・中学校校舎等維持改修事業、説明書の201ページです。これ1億2860万9000円とありますが、まずこの事業内容を教えてください。

◎学校整備課長（高山 知己） 市内の小中学校を対象に、学習環境の改善のために劣化した部分の補修、突発的な故障等の対応というのを年間を通じて行っております。

◎2番（成田 大介委員） 最後になります。昨年度の実績、そしてまたそういう何か、校舎の改修とか補修とかというのはどのように状況を聞いて

て対応しているか、最後お聞かせください。

◎学校整備課長（高山 知己） 件数にしますと229件ということなのですが、要望の対応というのは、年度当初に学校のほうに修繕要望書というの提出していただいて、それに対してこちらのほうから学校を訪問して、聞き取りをして現場を確認しながら優先順位をつけて行っているところでございます。

◎2番（成田 大介委員） ありがとうございます。これは、緊急性をしっかりと考慮していただいているのだと思うのですが、やはりけがが起こってからでは遅いので、その辺の優先順位というのは、どういう、何というのですか、通報でもないけれども、状況報告の場面であっても緊急性が高いところはしっかりと対応していただきたいなとお願い申し上げます。

◎教育総務課長（菅野 洋） 先ほどの昨年度の実績ですが、新規が4名で継続が16名、合わせて20名となっております。おわびします。

失礼しました。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

◎23番（越 明男委員） 教育費、若干質疑いたします。

本当にコロナに追われた1年でありました。今朝、実は1年前を振り返っていたのですが、当初予算審議のときに一斉休校がぱたぱた

たと行われて、私は予算審議のところで一斉休校の在り方の問題について、予算審議を去年行っているのを思い出して、今立っていました。コロナの問題について、市教委全体でどんな点、決算処理したのかということの問題意識に、説明書記載の中から以下3点質疑いたしますので、ひとつ担当課のほうよろしく願い申し上げます。

最初、10款1項2目、ここは節でいいますと委員報酬ということになるかと思うのですが、ひろさき教育創生市民会議が7月でしたか、「with コロナ時代 教育はどうあるべきか」ということでのミーティングといいますか、集会といいますか、行っております。そこで、お聞きしますけれども、「with コロナ時代 教育はどうあるべきか」というテーマで、教育創生市民会議がどういう協議内容をこのお集まりの中で行ったのか、主要な点、ひとつお示ししていただけませんか。

そしてまた、この協議がその後、全体としてどういう影響を及ぼしたというふうに総括なさっているのか、この点をお伺いします。

◎生涯学習課長（原 直美） ひろさき教育創生市民会議についてお答えいたします。

ひろさき教育創生市民会議は、市民、行政、教育関係機関等の代表者で構成され、市が目指すべき教育の姿や施策の方向性などについて協議いただく市の附属機関となっております。令和2年7月16日、旧弘前借行社を会場としまして、「with コロナ時代 教育はどうあるべきか」をテーマに協議いただいた際には、教育委員会事務局のほうから、新型コロナに対応するための小中学校の取組などを御説明申し上げまして、委員の方からは、新しい生活様式や新型コロナウイルス感染症拡大防止のための正しい知識を自分で獲得して行動に移していく必要があるとか、あと感染拡大防止対策として可視化した対応が必要であるなどの御意見を頂戴いたしました。

この会議につきましては、教育委員会事務局の各課長が出席しておりまして、委員から頂いた意見のほうをお聞きして、その後の施策に生かしているものでございます。

◎23番（越 明男委員） ありがとうございます。

ただ、ひろさき教育創生市民会議は、これ教育長の附属機関でしたね。そういう点で、教育長も含めて、ひとついろいろな形で生かしていただければと。資料も全部、ちょっと私もまだ、かなり見たのですけれども、まだ全部処理したということではありませんので、処理された会議録なども学んでみたいと思います。

次、修学旅行のキャンセル料金、このキャンセル料の助成金の問題について少し伺いたいと思うのです。

修学旅行は、小学校、中学校の子供たちにとっては、非常に有意義な、限られた6年間、3年間の中では非常に有意義な行事であります。ただ、残念なことに、現場ではその賛否あるいは処理をめぐって大変なお悩みがあるなということをおもちよっと感じることは感じるのですが、そこで説明書の中に記載の、中止または不参加というふうに説明がございまして。中止または不参加とは、どういう概念というか、どういう内容なのか、この点をまず一つお伺いします。

それから、二つ目に修学旅行のキャンセルなどは、現場の学校長の下で決定をされたという理解でよろしいかどうか。この点も答弁願いたい。

それから、最後3点目に112万5000円の財政措置になっているのですけれども、この112万5000円の内訳と申しますか、どこにキャンセル料を払ったのか、この点も含めて、ひとつ担当課のほう、お願い申し上げます。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 1点目の修学旅行の中止、不参加についてでございます。修学旅

行の中止とは、学校として修学旅行そのものを取りやめるものがございます。不参加とは、修学旅行は実施いたしますが、その参加予定の児童生徒がコロナウイルスの感染、あるいは感染予防のため、また濃厚接触者によるなどの理由で参加できなくなるものがございます。

2点目についてですが、旅行先の感染状況や保護者の皆様の意向などによって校長が決定しているものがございます。

キャンセル料の中身のことで、企画料や旅行取扱料、貸切りバス代、宿泊代、添乗員料などが主なものがございます。

◎23番（越 明男委員） 最後3点目、学校保健特別対策事業を施されております。

説明書によりますと、350万円、6500万円ということで2回に分かれて、2回目のほうが6500万円の処理のようであります。学校には、独自に学校保健法という法律があつて、いわゆる学校保健行政、相当手厳しいもの、手厳しいといいますが、ありますよね、本来。その学校保健法に基づく以外に特別にということは何となく分かるのですが、改めてどういう特別な対策事業が、考え方の問題として、導入されたのか、この点をひとつ説明ください。

それから、350万円、6500万円の、合わせて7000万円近い処理がされているのですが、この財政措置を小学校、中学校ごとに決定するわけですが、この決定に至る経緯といたしますか、経過といたしますか、どういう基準でもって処理されたのかということも含めて答弁をお願いします。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 1点目の御質疑についてです。

学校保健特別対策事業についてですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によります学校の一斉休業に係る対応及び臨時休業から学校の再開等を支援するためのものであり、国の第1

次補正の感染症のためのマスク等の購入支援事業と第2次補正の学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援事業がございます。第1次補正の補助対象がマスク、消毒液、体温計等の保健衛生用品等の整備に必要な経費だけに対しまして、第2次補正では、1次補正に加えて、学校における感染症対策や子供たちの学習保障支援が加わっております。

2次補正における内容といたしましては、感染予防効果が向上するPEN樹脂製の学校給食用食器への更新費用、感染予防対策のための保健衛生用品の購入費用、修学旅行などの特別活動の際の三密対策のためのバス増大の支援などの費用となっております。合計6562万4571円となっております。

2点目についてですが、補助対象経費の積算根拠についてです。第1次補正については、補助対象経費は、児童生徒数に340円を乗じた額を上限としておりまして、当市においては、令和2年5月1日現在、児童生徒数が1万325人のため、351万500円となっております。第2次補正の補助金の対象経費の上限につきましては、児童生徒数が300人まで100万円、301人から500人まで150万円、501人以上が200万円となっております。この区分で分類いたしますと、当市における補助対象経費は5700万円となっております。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎4番（齋藤 豪委員） 私からは、何名かGIGAスクールについてお聞きしているのですが、10款3項1目になるかと思っております。GIGAスクールサポーター配置等業務委託料ということで、それこそ上からのお達しで、学校に急に

タブレットが入ったと。先生方は日常の業務が非常に忙しい中、また新しいツールが入ってきたということで、先生方の業務は大変だろうなということで、現場の先生から伺っております。できるならば、そういうサポーター制度があつて、そういうサポーターの力もお借りしたいというようなお声も伺っております。このサポーターは何校に対して何名とか、どういう形で配置されているのかお聞かせください。

◎学校整備課長（高山 知己） G I G Aスクールサポーター事業でございます。こちらのほう、今回、令和2年度にG I G Aスクールでハード面の1人1台端末等を整備していく中で、この整備に関して必要な支援をしていただくというもので、この事業の中身としましては、導入したソフトの操作マニュアルの作成、それから2月のあたりに、1人1台端末のほうの導入は完了したわけですけれども、その際に教員に対して最初の研修というのを行っておまして、その研修の管理運営というところをやっていただいております。

そして、以前から本市としては、いわゆるICT支援員という者を全部で6名配置しております、これにつきましては各学校のほうに、令和2年度におきましては、全部の小中学校に対して延べ573回派遣している状況でございます。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。そうでした。ICT支援員でした。すみません、失礼しました。ありがとうございます。

次に、説明書のほうの10款4項4目になろうかと思えます。214ページ、弘前図書館・郷土文学館指定管理料の中の、図書館と郷土文学館がありますけれども、やはり元年、令和2年、入館者数が減ってきているのは、コロナの影響なのかなと分かるのですけれども、図書館のほうの利用者数は何人か、数のほうはお持ちでしょうか。

◎生涯学習課長（原 直美） 図書館の人数でござ

います。

図書館の利用人数につきましても、令和元年度におきましては、やはり新型コロナウイルスで休館を行っていたために減っております。すみません、ちょっと待ってください。（「ゆっくり、ゆっくり。時間はいっぱいある」と呼ぶ者あり）今、出します。大変失礼しました。

人数でございます。令和2年度におきましては、図書館の貸出者数は6万3298人、令和元年度が7万6303人となっておりますので、弘前図書館だけで見ても、1万3000人ほど減っている状況でございます。

あわせて、貸出冊数に関しましては、令和2年度が28万5090冊、令和元年度が31万8875冊となっておりますので、こちらのほうも、2万冊ほど減少しているような状況でございます。

◎4番（齋藤 豪委員） その中で、図書館のほうなのですけれども、岩木図書館、駅前分室、相馬ライブラリーとあるのですけれども、その内訳は持ち合わせていますか。

◎生涯学習課長（原 直美） 大変失礼いたしました。先ほどお話しさせていただいた貸出者数でございますけれども、こちらのほうは、弘前図書館のみの貸出者数となっております、岩木図書館につきましては、令和2年度は7,846人、こども絵本の森に関しましては、令和2年度は9,732名となっております。移動図書館、バスでございますけれども、こちらのほうの貸出者数が6,705人となっておりますので、令和2年度につきましては、全体で8万7581人が指定管理の分の貸出者数となっております。

◎4番（齋藤 豪委員） それこそ、やはりデジタル社会になっても、本というのはそういうふうに必要なのだなということを改めて感じました。また、コロナ禍で結局外に出られない子供たちがこういうふうに図書館を利用するというの

は、非常によいことだなと思います。

先日、古文書のデジタル化ということでも質疑ありましたが、やはりデジタル化にも取り組んでいただいて、本も家にいながら、タブレットに取り入れて学習できるような体制を弘前で整えていただければと思います。

もう1点だけ。これを見ていたら、指定管理者のところで、TRC・アップルウェーブ・弘前ペンクラブ共同事業体代表団体、(株)図書館流通センター代表取締役・細川博史さん。郷土文学館のほうも同じなのですけれども、この指定管理者の構成の具体的なお名前というか、代表団体なのですけれども、どのような団体なのでしょう。

◎生涯学習課長(原 直美) 図書館の指定管理者を受けている団体の組成にお答えいたします。

まずTRCと書かれているのは、図書館流通センターとなってございまして、こちらは図書館の貸出業務や受付業務を主に担ってございます。アップルウェーブに関しましては、図書館・郷土文学館のPR事業で利用を活性化するための業務を担ってございます。また、弘前ペンクラブにつきましては、郷土文学館のほうの運営を主に担っているものでございます。

◎14番(松橋 武史委員) 決算書295ページ、10款2項1目、それと307ページ、10款3項3目、301ページでしたか、10款2項3目について、光熱費そして小中学校冷暖房設備設置工事費についてお伺いさせていただきます。

これは市民の方から、令和2年度から小中学校の冷房、エアコンが稼働したと、使用されているということで、どれくらい電気料がかかったものなのかなという問合せがあつて質疑させていただくわけではありますが、担当課と少しやり取りをさせていただきましたが、令和元年と令和2年度との業者が、電気を売ってくれる業者が違ったということで、比較が難しいということで説明を受け

ました。しかし、資料にあるのは、令和元年度の電気料として予算要求、見積りをしたのが9570万円、そして令和2年度は電気料が多く見込まれるだろうということで、1億3100万円ということで、3530万円ほどこの電気料が多くなるのだろうというふうな説明を受けました。実際のところ、これでしか比較ができないのか、令和2年度に増えた電気料というのは数字で出せるのか・出せないのか、もし出ているのであれば教えていただきたいと思います。

◎学務健康課長(相馬 隆範) エアコン設置に伴いまして電気料金がどれくらい増えたのかという御質疑でございます。

今、議員おっしゃったとおり、令和元年度と令和2年度では契約内容が異なるということで、エアコン設置に伴う電気料の純粋な比較というところではちょっと難しい状況でございます。概算ではございますが、先ほどの令和元年度と2年度の予算額の差ということになりますと、令和元年度の予算額は9571万4000円、令和2年度の予算額は1億3103万2000円、その差額3531万8000円がエアコン設置に伴う電気料金の増加分を見込んでの予算額となります。

◎14番(松橋 武史委員) ありがとうございます。間違いなく電気料は増えていると。また、令和2年度、先ほど申し上げた小中学校の冷房設備も設置され、今年度から使用されるということが想定されております。

確認であります。令和2年度、小中学校の冷房設備が具体的にどこに何基設置されたのか御説明をいただきたいと思います。

◎学校整備課長(高山 知己) 令和2年度のエアコンの設置、基数ではなくて室数で答えさせていただきます。

全部の市立小中学校の職員室、校長室、技能主事室及び事務室の計155室に設置しております。

◎14番(松橋 武史委員) 今、御説明があったとおり、令和2年度に設置され、今年度から稼働されるという話であります。これに伴って、また電気量料が増えるのかなと。もちろん増えるのです。この増えた電気というのは市単費でありまして、市民の税金がそこに充当とされると。

令和2年度中に、令和3年度の電気料が増えることが見込まれるということを検討されていると思いますが、実際、令和3年度になるわけでありましたが、どれほど上がるということを見込んでいいのかお答えをいただきたいと思います。

◎学務健康課長(相馬 隆範) 3年度につきましては、まだ年度途中ということでございますので、こちらも予算額ということでお答えをさせていただきます。

令和3年度増額分として見込んでおります分は、1億1000万円でございます。年間で1億1000万円でございます。

◎委員長(工藤 光志委員) 松橋委員に申し上げます。

今、令和2年度の決算ですので、令和3年度の予算見込みは答弁させましたけれども、以後注意してください。

◎14番(松橋 武史委員) 令和2年度に役所の中で行った事業でありますから、委員長の御指摘のとおりに進めさせていただきますが、令和2年度中に行った職務の内容を聞いているわけでありまして、令和3年度のことではないので、注意しながら質疑を続けさせていただきたいと思いません。

1億1000万円ということでありましたが、この1億1000万円というのは増えるだろう数字ですか。総額ですよ、これは、課長。そうでなくて、私が聞いているのは、このエアコン設置、今、担当課が何基増えますよという話でありまして、増えた見込み、エアコンが増えることによっ

て、電気量がどれくらいまた増えるのかなと。令和元年度の令和2年度の差が三千五百数万円と今はじいたように、同様にどれくらい増えることが見込まれるのかと聞いているのです。お答えできますか。

◎委員長(工藤 光志委員) 松橋委員に申し上げますけれども、先ほど令和3年度の見込みを答弁したはずですよ。ですから、それでとどめておいてほしいと思います。今、年度途中ですので、よろしくをお願いします。(「分からないのかな、意味が分からないのかな。今、計算してみるか。3500万円は結局出せるわけだから。1億1000万円の内訳」と呼ぶ者あり)

もう1回確認します、松橋委員。令和2年度の決算を参考に、令和3年度の予算を計上したわけですよ。今、年度途中ですので、それを新たに、またここで計算し直すことはできないはずですよ。決算で出てきますので、3年度の決算で出てきますので、それでその差額が分かると思いません。

◎14番(松橋 武史委員) 委員長の御指摘のとおりでございます。差額を求めているのではなく、令和2年度に令和3年度の予算を積み上げるわけでありまして。積み上げる段階で、令和3年度、エアコンが増えて、電気料が上がる。その積み上げた分が幾らなのか。令和2年度の仕事と使用を通して、令和3年度分の積み上げた分の電気料が幾らなのか。この1億1000万円を出すに当たって、いろいろな電気料を積み上げた結果が1億1000万円になっているわけでありまして。その内訳ですよ、増えるであろう分、その内訳を聞いているのです。

いいですよ、いいですよ。答えられないようでありますから、後ほどでこの3500万円を示したように御回答いただければと思います。答えられますか。

◎委員長（工藤 光志委員） 資料請求ですか。後ほどよろしいですか。

◎14番（松橋 武史委員） 内線電話で結構ですから、教えていただければと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） 後ほど資料を出せますか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 後ほど資料を提出いたします。

訂正させていただきます。先ほどの3年度の予算額として1億1000万円とお話ししたのは、予算額の合計です。

◎14番（松橋 武史委員） ここで心配されるのが、電気料が毎年毎年積み上がって増えていくということが心配されるのかなと思っておりました。また、このエアコン設置に伴って、冷房の空調設備の保守点検だとか、清掃業務というかメンテナンス、また、私が今申し上げた以外にも、これに関わる予算というのが令和2年度消化されていることと思います。御紹介をいただければと思います。

◎学校整備課長（高山 知己） 私から保守点検の関係と清掃業務につきまして答弁させていただきます。

点検についてでありますけれども、点検につきましては、フロン排出抑制法という法に基づきまして、機器の簡易点検というのを四半期に1回以上ですので、年に4回行うように定められておりました。この簡易点検につきましては各学校にお願いをしております。点検実施に対して、簡単にできるように、こちらの課のほうでチェックシートというのを作りまして、点検項目の中身としては、機器の異常振動であるとか、異常な運転音、室外機の傷の有無などというのを報告していただくような形になってございます。

それから清掃業務なのですけれども、清掃業務というものについて業務委託というのは行ってお

りませんで、こちらのほうも各学校において、室内機のフィルターの定期的な掃除というのをお願いしている状況でございます。

◎14番（松橋 武史委員） 四半期に1回のそれと、いわゆるメンテナンスを学校で行うというふうな話がありましたが、学校においてどなたが責任を持って行うのか。また、メンテナンスもそうなのですが、修繕等というのも学校で行うのか、できる範囲での修繕というのは行うのか、その辺、少し詳しく教えていただければと思います。

◎学校整備課長（高山 知己） 法律によりまして、ユーザーが点検することということでございまして、学校のほうで技能技師等に対応していただいているというところでございますけれども、実際にそこで不具合等があつて対処しなければならぬというときには、当課のほうで修理等、点検等、対応することになるかと思っております。

◎14番（松橋 武史委員） ありがとうございます。このエアコン設置についてかかる予算というのが、弘前市が負担する予算というのはあるのかなと再確認をさせていただいたところであります。

先ほど私が申し上げた、令和元年度と令和2年度の比較ができないということでありました。この比較ができない理由については、令和元年度との令和2年度での電気を売る会社が変わったということでありました。この令和元年度が9900万円、それと令和2年度の電気使用料9777万円、これ減っているわけでありまして。契約の違い、有利な契約を結んだことでこのようなことになったと思うのですが、これの大きな原因というものをお知らせいただきたいと思います。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 令和2年度からの契約の特徴といたしましては、基本料金が1キロワット当たり395円安くなっております。小

中学校の冷房のように、短時間に設備の稼働が集中するような施設は、基本料金の算定の基となります。最大電力が跳ね上がりますので、基本料金が安価な契約が有利となります。

昨年度は、冷房の設置と電力契約の変更のタイミングがちょうど重なりまして、当初想定いたしました電気料金の増加を回避することができたものでございます。

◎14番（松橋 武史委員）　そうですね。これまたまたエアコンを設置、稼働、使用した時期と契約の時期がちょうどよく、変更になったというか、そのことでこの3500万円が使われることがなかったわけです。不用額にも出ていました。小中学校の電気代の不用額も一千数百万円ずつ出ています。これがその数字なのかなというふうに理解しておりましたが、この契約方法であります、令和2年度どのような契約方法によって、これほど安価、安い契約を結ぶことができたのかお伺いをさせていただきたいと思います。

◎学務健康課長（相馬 隆範）　市立小中学校の電力需給契約につきましては、弘前地区環境整備事務組合によりますごみ焼却熱により発電した余剰電力を構成市町村に供給いたします電力の地産地消の取組として選定した電力事業所と契約しているものでございます。元年度に協定の期間が満了したことによりまして、弘前地区環境整備事務組合においてプロポーザルによります事業者を選定いたしまして新たな事業者が選定され、電力の契約先も変更したものでございます。

◎14番（松橋 武史委員）　弘前市教育委員会の小中学校の電気料金を決定するにおいて、弘前地区環境整備事務組合がという話でありましたが、少し理解ができないのですが、これはいつから弘前地区環境整備事務組合が弘前の小中学校の電気代の業者を決めるということになっていたのでしょうか。また、それ以前は、どのような契約

方法を結んでいたのでしょうか。

◎学務健康課長（相馬 隆範）　弘前地区環境整備事務組合では、ごみの焼却熱により発電した余剰電力を活用した電力の地産地消の取組を平成26年度から実施しておりまして、教育委員会においても平成26年度から組合が選定いたしました電力事業者と契約しているものでございます。それ以前につきましては、東北電力と契約しているものと思っております。

◎14番（松橋 武史委員）　平成26年度までは東北電力と随契で契約を、教育委員会、担当課でですか、教育委員会が契約を結んでいたと。平成26年度から弘環事務組合で行うことになった大きな要因というか、これはどなたからの話を受けて教育委員会ではそうしたのか。逆に教育委員会から弘環事務組合に安い電気の買い方がないのかというような相談をしたのか。誰が仕掛けたのでしょうか。

そして、このような大きな契約を変える際に、弘前市議会に対し説明があったのか。また、弘環事務組合に説明があったのか、確認をさせていただきたいと思います。

◎学務健康課長（相馬 隆範）　弘前地区環境整備事務組合によりまして、ごみの焼却熱を利用して発電した余剰電力を供給する事業に取り組むということで、それがスタートになってございます。それで有利な契約ができるということで、教育委員会のほうでもその契約を使いたいということで、申し立てたものでございます。そのほかのことにつきましては、申し訳ございませんが、資料を持ち合わせておりません、お答えできません。

◎14番（松橋 武史委員）　これほど、子供たちにかかる電気料、そしていい話ではないですか。電気を安く買えると。そういう話を議会を通じて、またマスコミを通じて市民に知らせるとい

うのは、教育委員会の仕事の一つではないでしょうか。そしてまた、弘前地区環境整備事務組合の議員にももし説明をされてないようであれば、しっかり説明責任を果たしていくべきだと考えます。これからまた中に入ろうと思ったのですが、資料がないということでもありますからこれで終わりますが、少し戻ります。

エアコンの耐用年数であります、どれくらいなのか。また種類がありますから、大体で結構ありますから、お答えいただきたいと思います。

◎学校整備課長（高山 知己） 13年程度となっております。

◎14番（松橋 武史委員） そうすると、13年、機械によっては、程度でありますから14年、15年使えるのもあるのでしょうか。

そこで、このエアコンというのは、国がリーダーシップを発揮して、国の予算において、国の責任において設置されたものと理解をしております。この13年前後、13年後に取替えの時期が来た場合、しっかり国の責任で取り替えるのだという約束はされているのでしょうか。

◎学校整備課長（高山 知己） 今現在のところ、そういうような約束をしたものというのは、申し訳ありません、ございません。

◎14番（松橋 武史委員） ぜひにも国の責任で、子供たちが涼しい環境で、適切な環境で、勉強できる環境にしてくれたわけであります。交換は各自治体でやれといった場合、教育委員会に単費として支度できる金額ではないのかなと思われまます。どうぞ、今から交換時期については、国の責任でやるべきだということをしっかり、文科省、国に対して伝えていただきたい。そして電気代であります、これ今、最高電気料に合わせて、デマンドというのですか、最高電気料に合わせて、翌年の電気料が決まってくると。これは二、三年上がり続けます。そして、この業者と

の、令和2年度に業者と締結した年度は4年です、4年間ですよ。令和2年度契約を結んで、4年間、右肩上がりです。電気料は上がっていく。なぜならデマンドが上がるからということですよ。こういったことで、市の持ち出しがかなりきつくなるのかな、重たくなるのかなというふうなこともあります。どうぞエアコンの交換時期の要望もそうありますが、電気料についても、国に対して予算要求というか、要望というか、負担割合というか、補助というか、そういった形で強く申し上げていただきたい。このことを申し上げまして、終わらせていただきます。

◎3番（坂本 崇委員） 私からは、10款1項3目、決算書290ページ、「ひろさき卍学」事業についてお尋ねいたします。

説明書によれば、冊子「ひろさき卍学」を1,000冊発行ということですが、この1,000冊の配付先、設置先についてお聞かせください。

もう1点、弘前にこだわったクイズ「チャレンジ卍」の実施とありますが、令和2年度は971名が参加したと。市内小中学校10校からということになっておりますが、2年前のこの決算のときにも私は質疑したのですが、そのとき、たしか市内の学校のある学年全部、このチャレンジ卍を受講というか受験したと。学校の中でそういうのをやったということで、すごく驚いた記憶があります。もし私の記憶違いでなければ、すごいことだなと思ったのですが、今回、その中で10校ということなので、何か減ったのかなという印象を持ったのですけれども、そのことについて。もしかしたら私の聞き間違いだったかもしれないですが、確認したいと思います。

◎学校整備課長補佐（福士 太郎） 私のほうからお答えいたします。

まず配付先のほうですけれども、こちらのほう、新たに小学3年生になる児童を対象に配付と

ということで、令和2年度において1,000部作成しております。

続きまして、チャレンジ冊の実施状況ですけれども、委員おっしゃったとおり、当時、チャレンジ冊が始まったばかりの頃は、対象校を全ての小中学校ということでやらせていただいているのですけれども、令和2年度は対象校が減っているということは、このチャレンジ冊の冊子を使って授業に活用していただくというような方向で今取り扱っていきまして、当初はチャレンジ冊で、クイズで地元のことを知ってもらおうということを主な取組として行っていたのですが、今は冊子のほうを使って、様々授業の中で活用していただきたいというような仕立てにしておいたので、対象校のほうが減っているような状況ではあります。ただ、様々な授業の場面で活用のほうはしていただいていたので、そういうことになっておりました。

◎3番(坂本 崇委員) そうすると、クイズはやってないけれども、冊子を活用しながら、いろいろな郷土学習を進めているということだと思っておりますけれども、確かにそういういろいろな手法があるとは思いますが、ただ、こういう御当地検定の子供版とか郷土学習というのは、全国いろいろなところで実施したり、これからやろうと、トライしてみようというところがあるのですが、全校で実施するというのがなかなかみんな難しいらしく、2年前の弘前が全校で実施したということは、かなり業界と申しますか、注目している方たちからすると、すごい話なのです。なので、私もすごい、さすが弘前だなとよく言われたりしていたので、いろいろなスタイルがあると思うのですが、そういう声は実はあったということをおし添えます。

それと、あと今、テキストをネットでダウンロードできますよね。なので、今回1,000冊発行

ということなのですが、ダウンロードできる部分とどういうふうに学校では使い分けているとか、その辺についてお聞きしたいと思います。

◎学校整備課長補佐(福士 太郎) 今、委員お話のあったとおり、本来、当初クイズにチャレンジするというようなことで、地元のことをよく知っていただきたいということで、現在もこの冊子のほう、クイズ形式にはなっていますので、学校によってはもちろんクイズの形で授業とかで実施ということは行われているのですが、一斉に、このクイズに特化した形で実施するというのを現在計画等はしていないのですが、今のお話を伺いまして、実際、ホームページからでもどなたでもダウンロードできるような形になっていましたので、そういった活用方法、幅広く取り組めるような形で研究していきたいと思っております。

◎22番(佐藤 哲委員) 22番佐藤でございます。

まず、タブレットを今、子供たちに各自持たせて学習に使っているようでもありますけれども、まず決算書297ページ、10款2項1目、また、303ページの10款3項1目、委託料ということになってきますけれども、現状、どのような学習段階で子供たちに使わせているのかというのをまずお伺いしたいと思います。

◎学校指導課長(鈴木 一哉) お答えします。

具体例ということになるかと思いますが、例えば社会科の調べ学習では、班のメンバーでそれぞれ作成した資料を共有したり、発表資料を作成したりという活動をしてございますし、理科の実験では、実験の様子をカメラで撮影いたしまして動画の結果等を分析する、それから体育でございまして、マット運動とか、そういったものをカメラで子供同士で撮影いたしまして、その動画を見合いながら体の動かし方の良い点や修正点

などを確認し合うといったこと、英語などでも音読を録音したものを先生に課題として提出すると、同じように国語の音読などでも、課題が提出などを行っている、そのように認識しております。

◎22番（佐藤 哲委員） そうすると、学習そのものといいますか、教科書に書かれてあるようなことのほかに、付随したものに利用していると考えてよろしいわけですか。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） もちろん教科書の中身として使う、教科書にQRコードがついているものもございまして、そこをカメラで読み取って学習をするということもございまして、それから調べたいものがあるときには、ぱっと検索をして調べて活用しているということもございまして。

余談でございまして、子供たちの机のスペースは限られてございまして、机の脇のフックのところには手提げかばんをぶら下げ、その中にタブレットを入れて、必要に応じて授業中に使っているというような例も報告されております。

◎22番（佐藤 哲委員） 竹内委員がちょっと質疑しておりましたけれども、このタブレットを自宅に持ち帰っていったほうがいいのではないのかなというふうな内容のことも、我々の手元にある通告にありましたけれども、私は孫が地元におりませんので、「おめだちもやってらのな」と津軽弁で聞きましたら、「やっていますよ、おじいちゃん」と。それで、重たいのだと。うちの孫たちは往復を持って歩いているのです、教科書と一緒に。小学校1年生の孫に至っては、肩が張ると。どれどれということで、ちょっと重さを量ってみまして、そして、やはり教科書とランドセルと一緒に背負うと物すごい重さになる。これを自宅でもって学習に利用させるとなると、しこたまこれは大変なことになるのだな、いつそのこと教科書

を学校に置いてくれば、まだいいのになと。そうすると、教科書を自宅で読み返すことがやはりできなくなる可能性もあるし、教科書が全部中に入ってしまったら、機械の中に入ってしまったらいいのだけれども、この辺の使い方と子供たちの負担の問題なのです。これをどうやっていくのか。まだ始まったばかりだから、いろいろ試行錯誤するのだろうけれども、子供たちにその重たい物を持たせて、自宅でもって学習に、特にこういうコロナ禍の下ではオンラインということも絶対考えなくてはならなくなるから、学校が休みのときというのも、そういうものに対応しなくてはいけなくなるからということもあるけれども、タブレットが使えない、機械自体を使うことがちゃんとできないと、それすらもできなくなってしまうということもございまして、教育委員会としては、この辺の見解をどのようにお持ちかということをお伺いしたいと思います。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 大変悩ましい問題でございまして。端末に関しまして、今、学校の授業の一環として活用しているということもございまして、また先生方が、そして子供たちが操作に慣れるというようなことでやっているところでございまして。委員が指摘された、いずれ持って帰るといった際に非常に端末が重いというようなことでもございまして、おっしゃるとおりでございまして。今、国のほうでも、そういった意見を取りまとめてございまして、家庭への持ち帰りを含め、1人1台端末な円滑な利活用の促進に向けた学校現場や保護者が留意すべき事項等をまとめたガイドラインを可能な限り早期に策定するということでもございまして、そういったもの、それから学校の御意見、子供たちの声なども参考にしながら、来るべき時期に向けて慎重に判断してまいりたい、検討してまいりたい、そのように考えてございまして。

◎22番(佐藤 哲委員) 現状、始まったばかりですので、まだ自宅で自由に扱って、これがなかったらやっていけないという段階まで来ていないけれども、極めて近い将来、子供たちが習熟、機械というか道具に習熟してしまった場合、どうしても手元になくってはならない。そうすると、往復、むったど持って歩かなければならないというのかは必ず来ると思います。そのときのために、やはり対応だけは今から真剣に考えていただきたいと思っております。この問題はこれで結構です。

次に、10款4項4目、322ページです。図書館の問題であります。

先ほど生涯学習課長が千葉委員の質疑でしたか、閉鎖期間中の、図書館が閉鎖されている、コロナの問題で閉鎖されているこの期間、どんな仕事をしているのかと。その答弁の中に、この答弁はいかんなと思っただけ聞いてのが、ふだんできない仕事をしたのだと。これはアバウト過ぎて、何も分からない。ふだんできない仕事というのは何なのか。図書館だから本の整理でもしたのかな、それとも要らない図書を廃棄したのかな。ただ図書館だから、私がかつてどうしても調べたいものがありまして、ずっと何十年も前に絶版になって、もう全然本屋に出ていないような本をちょっと調べたことがありまして、そうしたら、やはり図書館だったらあるのです。ただ古い本、前に出版された本まで整理されてしまうと、もう調べようがなくてお手上げになってしまう。だから今回みたいに、今現在みたいに、去年もありました。この閉鎖されているときに、ふだんできない仕事というのは、さて、どういったことをやっていたものですか。

◎生涯学習課長(原 直美) 令和2年度の図書館の休止中の作業についてお答えいたします。

令和2年度の図書館休止中につきましては、以

前より課題となっておりました絵本のラベルが、ちょっと様式が変わっていたものを、現在の様式に統一するという作業を行っておりまして、休館中の利用者がいないときにまとめて行うことで、効率的にできたものでございます。

今年度につきましては、図書の修繕等も含めて今整備を進めている最中でございます。

◎22番(佐藤 哲委員) 県立図書館が閉鎖中に何をやったかといったら、本を本当に徹底して整理したそうです。ふだん整理がなかなかできないということで、もうそれは徹底したそうです。やはり、そういうものをやるべきなのだろうと思います。確かに絵本もいいけれども、図書館というのは膨大な本があるではないですか。我々がふだん借りてきている普通の小説の類いまでではないですか。やはりそう考えると、今の課長の答弁で思ったのだけれども、説明書の中の214ページです。TRCとかアップルウェブなどの代表者が、このTRCの代表取締役の細川さんという方がこの代表に、全体の団体の代表になっているようだけれども、この方は弘前に常時いるのか。東京の人でしょう。この図書館とかをこういう外郭団体に指定管理させた場合、責任者が本当に責任持って、常時ふだんの、こうさねばまねのだというのが頭に入っていないと、指揮系統がちゃんとしてないから、図書館あたりの物の整理とか、ふだんできない仕事は何なのかというのが分からないではないですか。強い力でもって、さあ、今回はこれをやるぞというようなことができないではないですか。せいぜい絵本のラベル貼り、そうなりますよ。だって、きちんとした責任者が強権でもって、さあ、これをやるぞという、せつかく1か月も休みなったのだからこれをやるぞということができないのだから。この辺についてのお考えはどうなりますか。

◎生涯学習課長(原 直美) 休止期間中の作業

についてでございますが、答弁が大変不足しておりました。図書の整理についても行ってごさいます。

図書館におきましては、指定管理者の代表については、図書館流通センターの代表取締役ということで、こちらのほうは東京にいる職員でございますが、図書館におきましては指定管理者のほうで館長を設置しておりまして、館長の指揮命令系統の下、図書の整備について業務を行ってごさいます。

休止期間中におきましては、図書館・郷土文学館運営推進室のほうと協議しながら、休止期間中どのような作業を特別な作業として行うかということをご十分相談しながら行ってごさいます。

◎22番（佐藤 哲委員） よく納得させていただきました。分かりました。結構です。

春にも私は、ちょっとお伺いをいたしました。図書の購入なのです。本を借りに行くと、三十何人待ちとか四十何人待ちとか、えらい目に遭います。予約してくるのだけれども、2か月たつ、3か月たつ、忘れてしまっています、よく。あまりに長くて。これは、図書ぐらい、本ぐらい自分で買えとしゃべりたくなるかもしれないですけども、また本というのは、膨大な数が家の中にたまってきたまってしまうのです。だから、借りられる本は借りたいと思って借りに行くのだけれども、あまりにもこの順番待ちが長過ぎる。委託料の段階で図書の購入費を、もう少し何とかならないものですか。私だけではないと思います。そう思っている市民の方々は。嫌になりますよ。特に、本当に図書の購入が管理委託させたせいでこうなったのかなという気もしないでもないのです、この辺の答弁をお願いします。

◎生涯学習課長（原 直美） 図書の購入に関してでございます。

図書館の図書の購入に関しましては、指定管理

を定める際に図書の選定基準等も含めて指定管理者のほうに委託を行っております。

選定基準のほうでありまして、予算のほうも限られてございますことから、冊数の制限とかも設けている関係で、同じ図書を何冊も用意するということがなかなかできない状態ですので、人気のある本についてはやはり予約待ちの方が多いという状況もあります。指定管理者のほうでは、そちらの本に対応するため、独自に工夫して、もし新刊をお持ちの方でもうお読みになった方がいらっしゃれば、ぜひ皆さんが読める図書のところに置いて、たくさんの方が読めるようにしてくださいというような新たな取組も、柔軟な民間の対応の中でやっていただいているところでございます。

◎22番（佐藤 哲委員） 図書の購入についてもう一つお伺いをいたします。

前に、何年前だろう、五、六年前ですかね。アウシュヴィッツについて可能な限り調べたいと思ひまして、現場を見る前にずっと調べたことがありました。弘前図書館にそれなりにありました。それがやはり絶版になっている写真集とか、もう今では全く手に入らないような、そういう資料がそれなりにまだありました。これは館でやる、市がやっていたときだから買い求められたものなのかなと、当時そう、今になって思えば、現状で管理委託させている今、そういうなかなか、ぽっと出版社が出して図書として見る人が1年で1人か2人しかいないような本であっても、こういうものは買って置かなければいけないというものがちゃんと買われて図書館に置いているものか、置ける状況に、ちゃんとお金を払って、なかなか目につかないけれども、何人か、1年に1人か2人しか借りに来ないけれども、どうしてもやはり公立の図書館としては買って置いたほうがいいよという、図書を購入されているものかどうかというのをちょっとお伺いいたします。

◎生涯学習課長（原 直美） 図書の選定基準につきましては、指定管理が開始される前から引き続き使っている図書館の資料選定基準というものに従って選定を行ってございまして、総記から哲学、分野に分けて、どのようなものを中心に図書館が資料を収集していくかという方針を決めて、それに従って行っているものでございます。広く利用していただく施設でございますので、多くの方に利用いただくような本を中心に選ぶということになってございますが、リクエストがあったものにつきましては、選定基準に合っているものについて優先して購入するというような対応のほうも行っているものでございます。

◎22番（佐藤 哲委員） 公立の図書館だから、いかに管理委託させているとはいえ、なかなか一般の人としては、手に入らないような貴重な本というのが時々出版社から出版されます。そういうものについては、ぜひ買わなければ、管理委託させてもらっているほうはじえんこが残るのですよ——お金が残ります。そういうことがないように、それはやはり委託させている生涯学習課のほうで、どういう本が買われているのか、日本全体で、どういう出版社からどういう貴重な本が出されているのかというのを調べておいて、きちんとそういうものについては、なかなか見る人がいないけれども、必ず購入していくのだというふうなことをきちんと、一本筋が通って、方法としてそういうものをやっていってほしいということだけを申し上げて、終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時35分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

理事者より発言を求められておりますので、これを許可します。

◎生涯学習課長（原 直美） 午前中に、齋藤委員のほうから質疑いただきました図書館の貸出冊数の件でお答えした数に間違いがありました。約2万冊とお答えしたところ、正しくは4万9326冊となります。おわびして訂正いたします。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

◎6番（蛭名 正樹委員） 私からは、10款4項2目の、決算書の315ページ、市有漆林の維持管理業務委託料、漆掻き業務委託料、保育計画策定支援業務委託料に関することについてお聞きいたします。

伝統工芸津軽塗が、石川県の輪島塗に続いて重要文化財に指定されましたけれども、まずは、この市有漆林はどこに、そしてどれぐらいの規模で所有しているのかについて、改めてお伺いいたします。

◎文化財課長（小山内 一仁） 当市で所有しております市有の漆林であります。百沢の東岩木山地区の2か所に約4ヘクタールほど保有してございまして、実際に植林されている漆の木が約1,600本ということになってございます。

◎6番（蛭名 正樹委員） 相当数植えて管理されているということでございますが、次に事業計画の概要説明にあるふるさと文化財の森については、どのような制度で、またどのような仕組みなのかお伺いいたします。

◎文化財課長（小山内 一仁） ふるさと文化財の森についてお答えいたします。

このふるさと文化財の森という制度は、文化庁が国宝あるいは重要文化財などの文化財建造物と

いったものの修復に必要となる植物性の資材、例えば漆もそうですけれども、かやぶき屋根に使うカヤですとか、あるいは檜皮、それからヒバ、杉などの材木も含めてですが、こういったものの確保を目的といたしまして、文化庁が実施しているものでございまして、平成18年度から始まった制度・仕組みになってございます。現在、当市の漆林を含めまして全国で約84か所ございまして、当市の市有漆林につきましては、県内では唯一ということになってございます。

このふるさと文化財の森の設定を当市の場合、平成30年3月に設定を受けまして、この設定を受けることによりまして、このふるさと文化財の森の漆林を維持管理していくための経費に国の財源が活用できるというような仕組みになってございます。

◎6番（蛭名 正樹委員） そういう有利な財源のためにある制度であるということは分かりました。

そこで、この市有漆林では、漆の生産もしていると思いますが、その漆はどのようなふうに使われているのか、また今後の増産に向けた計画などはあるのかについてお伺いいたします。

◎文化財課長（小山内 一仁） 漆の生産ということでございますが、漆の生産につきましては、実をいいますと、令和2年度から本格的な採取を行っております。令和2年度では1,600本ある木のうち約120本から大体21キロの漆を採取しているという状況になってございます。この漆につきましては、文化庁が、このふるさと文化財の森の制度の趣旨にあるとおり、文化財建造物の保存修理に用いるということで、昨年採取いたしました21キロにつきましては、主に建造物の漆の塗装なんかをやっております東京の小西美術工藝社という業者がございまして、そちらのほうに販売、売渡しをしているというような状況でございま

す。

今後の増産ということでございますが、漆につきましては、新たに植林してから漆が採取できるようになるまで大体15年という長い年月が必要になるということで、将来的には当然増産しながら、必要な量を安定的に確保するというのが最終的な目標になってございますので、長い目でいくと将来的に徐々に増やしながらということは考慮しながらやっていくことになると思っております。

◎6番（蛭名 正樹委員） 管理も、これから非常に難しい課題等もございまいしょうが、しっかりと管理をして、後世に残すような形で、この伝統工芸あるいは文化財の補修等にもきちんと使えるようにしていただきたいと思っております。

◎12番（尾崎 寿一委員） 私のほうからは、10款1項4目、教育センター費であります。

説明書の195ページ、心の教室相談員配置事業、非常に重要な事業だと認識しております。この事業は通して何年になりますか。

そして、相談員の人選については、どのように行われているのか。そして、相談件数の推移について。もう一つ、相談内容の傾向についてお伺いします。

◎教育センター所長（小笠原 恭史） 今、何年から始まったかは探しておりますので、お待ちください。

まず、どのような方がどのような人選でということですが、令和2年度以前は、各校の校長先生方を含めて、学校の地域で探して、校長先生方からの推薦を含めてお頼みする形を取ってきましたが、2年度以降は、ハローワークのほうで募集して、面接して、やはり多いのは、先生を退職なされた方、あるいは、もちろん先生方の中でも養護教諭を御退職された先生方などにお頼みしています。

相談件数につきましては、年々増加傾向にあります。これは、悩みが多い子が増えているというよりは、気軽に相談に行くという子が増えていることも含めて、決して相談が多いこと自体、悪いことではないと考えております。

主な相談の内容としましては、進路のことやら人間関係に関することなど多岐にわたっておりますけれども、実は、もちろんその中には異性のことなど、もしかしたら相談というよりは日常的な雑談も含めてお話ししていることが多いようではありますが、そのこと自体、子供たちのストレス緩和につながって効果が出ていると考えているところです。

年数はまだ見つかっておりません。後ほどお伝えしたいと思います。申し訳ありません。

◎12番（尾崎 寿一委員） 分かりました。2年度は相談員の研修を5回ほど行っているということで、どのような研修をして、次につなげていっているのかお伺いします。

◎教育センター所長（小笠原 恭史） 研修内容といたしましては、学校生活における不適応に関する理解を深めたり、あるいは相談活動のスキルアップに関わること、そしてまた毎行われているのは、心の教室相談員の先生方同士の情報交換を通して、今どきの子供たちの動向を把握し、以後の活動に役立つような機会となっております。

◎12番（尾崎 寿一委員） 分かりました。

次に、10款2項3目、10款3項3目の小・中トイレ改修事業であります。説明書の202ページ、洋式化のことでございます。

各学校でいわゆる100%洋式化したという、100%のことでございます。半分やれば100%にしましょうというのか、本当に全部ちゃんと100%やるのが100%なのか確認いたします。

◎学校整備課長（高山 知己） トイレの洋式化でございます。

洋式化率ということについて、簡単にちょっと説明させていただきたいと思います。洋式化率というのは、児童生徒が日常的に使用するトイレに設置している総便器数に占める洋式便器の割合ということになりますので、今、小中学校合わせて78%になってございます。そうすれば、残り22%、やってない学校があるということではなくて、洋式化、洋式便所がないという学校は小中学校ではないのですけれども、洋式のトイレの数が少ないと。まだ和式の便器が数多く残っているような意味でございます。

◎12番（尾崎 寿一委員） 各学校でいわゆる100%としたと言われておりますが、聞くところによれば、教職員のトイレはやられていないのではないかという情報もありますけれども、どうなのですか。

◎学校整備課施設係長（下山 武洋） 教職員の使用するトイレの洋式化についてであります、学校の要望をお伺いして、和式を一部残している部分等もありまして、必ずしも先生方のトイレが洋式化されていない場合もあります。

◎12番（尾崎 寿一委員） ここで課長のほうに、洋式化率が100%になるまでのスケジュールを聞くところですが、課長は非常に答弁しにくいと思いますので、質疑はしません。というのは、洋式化されていない学校の中においては、大規模改修時に改修するという方針になっているようでもあります。しかしながら、当面、大規模改修は予定されていないということで、将来100%になるのはいつ頃だと恐らくこれと言えないのかなと思っております。

財務部長はPTAの会長もやられて、随分、児童生徒、学校のためによりよい環境づくり、随分頑張ったと聞いております。今後、大規模改修が予定されている学校においては、早急に行われるよう、何とかひとつ部長には特段の配慮をお願い

して、終わります。

◎教育センター所長（小笠原 恭史） 先ほどの尾崎委員からの心の教室相談員配置事業の始まったとき、いつからだという御質疑についてです。平成16年度から始まっております。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） ほかに、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 質疑なしと認め、これをもって、10款教育費に対する質疑を終結いたします。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、11款災害復旧費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎農林部長（中田 善大） 350ページをお開き願います。

11款災害復旧費の決算について御説明申し上げます。

350ページから351ページにかけての1項災害復旧費は、農地、農業用施設及び公園などの復旧に係る経費でありまして、予算現額5294万7000円に対して、支出済額が1826万2585円、翌年の繰越額が3255万円で、213万4415円の不用額となっております。

翌年の繰越額は、弘前城跡本丸西側法面復旧工事などに係るものであります。

以上であります。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 質疑なしと認め、これをもって、11款災害復旧費に対する質疑

を終結いたします。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、12款公債費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾）

12款公債費の決算について御説明申し上げます。350、351ページをお開き願います。

12款公債費は、長期債の元利償還金であり、予算現額81億8705万3000円に対しまして、支出済額は81億8524万6057円で、180万6943円の不用額となっております。

以上であります。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 質疑なしと認め、これをもって、12款公債費に対する質疑を終結いたします。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、13款予備費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾）

13款予備費の決算について御説明申し上げます。352、353ページをお開き願います。

13款予備費は、予算外の支出及び予算超過の支出に充てたものであり、当初予算額5000万円のうち、4674万7000円を充用し、325万3000円の不用額となっております。

充用した科目及び金額は備考欄に記載のとおりであります。

以上であります。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 質疑なしと認め、これをもって、13款予備費に対する質疑を終結いたします。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、一般会計歳入に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾） 歳入の決算について御説明申し上げます。

決算書の10、11ページをお開き願います。

1 款市税 1 項市民税は、予算現額81億8824万7000円に対しまして、収入済額は82億2712万3968円となっております。

2 項固定資産税は、予算現額88億1046万6000円に対しまして、収入済額は89億6046万1520円となっております。

3 項軽自動車税は、予算現額 5 億6302万8000円に対しまして、収入済額は 5 億6872万5216円となっております。

12、13ページをお開き願います。

4 項市たばこ税は、予算現額12億2914万2000円に対しまして、収入済額は12億2737万1699円となっております。

5 項入湯税は、予算現額496万6000円に対しまして、収入済額は542万850円となっております。

6 項都市計画税は、予算現額 8 億761万7000円に対しまして、収入済額は 8 億1774万6052円となっております。

14、15ページをお開き願います。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額 1 億4463万7000円に対しまして、収入済額も同額であります。

2 項自動車重量譲与税は、自動車重量税の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額 4 億2081万2000円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 項森林環境譲与税は、森林環境税の税相当額の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額2880万6000円に対しまして、収入済額も同額であります。

4 項地方道路譲与税は、地方道路税の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額1,000円に対しまして、収入済額は1円となっております。

3 款利子割交付金は、預金利子等に課税される県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額1494万8000円に対しまして、収入済額も同額であります。

4 款配当割交付金は、上場株式等の配当に係る県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額3147万円に対しまして、収入済額も同額であります。

16、17ページをお開き願います。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、上場株式等の譲渡による所得に係る県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額3682万9000円に対しまして、収入済額も同額であります。

6 款法人事業税交付金は、法人事業税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額 1 億853万1000円に対しまして、収入済額も同額であります。

7 款地方消費税交付金は、地方消費税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額39億1145万3000円に対しまして、収入済額も同額であります。

8 款ゴルフ場利用税交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額760万6000円に対しまして、収入済額は760万6234円となっております。

9 款環境性能割交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額4147万1000円に対しまして、収入済額は4147万1168円となっております。

18、19ページをお開き願います。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、自衛隊が使用する固定資産の価格及び市町村の財政状況等を考慮して、当該施設等の所在する市町村に交付されるもので、予算現額30万円に対しまして、収入済額も同額であります。

11款地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除による個人住民税の減収分などを補填するために交付されるもので、予算現額1億4685万7000円に対しまして、収入済額も同額であります。

12款地方交付税は、国税の一部が市町村の財政力等に応じて交付されるもので、予算現額194億8611万2000円に対しまして、収入済額も同額であります。

13款交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一部が市町村に交付されるもので、予算現額2341万1000円に対しまして、収入済額も同額であります。

20、21ページをお開き願います。

14款分担金及び負担金1項分担金は、予算現額1798万円に対しまして、収入済額は1834万17円となっております。

20ページから23ページにかけての2項負担金は、予算現額3億1962万6000円に対しまして、収入済額は3億2137万2203円となっております。

22、23ページをお開き願います。

22ページから33ページにかけての15款使用料及び手数料1項使用料は、予算現額9億6697万8000円に対しまして、収入済額は8億7292万2942円となっております。

32、33ページをお開き願います。

32ページから35ページにかけての2項手数料は、予算現額1億2156万7000円に対しまして、収入済額は1億1535万7828円となっております。

36、37ページをお開き願います。

16款国庫支出金1項国庫負担金は、予算現額

133億6641万円に対しまして、収入済額は130億3381万5238円となっております。

36ページから45ページにかけての2項国庫補助金は、予算現額235億6136万9965円に対しまして、収入済額は224億7583万5515円となっております。

44、45ページをお開き願います。

3項委託金は、予算現額4606万円に対しまして、収入済額は5291万1914円となっております。

44ページから47ページにかけての17款県支出金1項県負担金は、予算現額43億5551万8000円に対しまして、収入済額は43億810万3664円となっております。

46、47ページをお開き願います。

46ページから51ページにかけての2項県補助金は、予算現額15億3406万3000円に対しまして、収入済額は13億634万465円となっております。

50、51ページをお開き願います。

50ページから53ページにかけての3項委託金は、予算現額5億4803万7000円に対しまして、収入済額は3億8661万9695円となっております。

54、55ページをお開き願います。

18款財産収入1項財産運用収入は、土地・建物等の貸付収入及び基金から生じる利子等であり、予算現額3673万7000円に対しまして、収入済額は3973万6312円となっております。

2項財産売却収入は、不動産・物品等の売払い収入でありまして、予算現額5201万5000円に対しまして、収入済額は6156万8204円となっております。

56、57ページをお開き願います。

19款寄附金は、予算現額7億360万8000円に対しまして、収入済額は6億7315万5863円となっております。

56ページから59ページにかけての20款繰入金1項基金繰入金は、一般会計の財源として各基金か

ら繰入れしたもので、予算現額34億7038万3284円に對しまして、収入済額は8億9852万7808円となっております。

60、61ページをお開き願います。

21款繰越金は、予算現額5億9688万9765円に對しまして、収入済額は5億9688万9407円となっております。

22款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、予算現額2416万1000円に對しまして、収入済額は5025万9605円となっております。

2項市預金利子は、予算現額20万円に對しまして、収入済額は3万471円となっております。

60ページから63ページにかけての3項貸付金元利収入は、予算現額12億7910万7000円に對しまして、収入済額は11億7901万5539円となっております。

62、63ページをお開き願います。

62ページから65ページにかけての4項受託事業収入は、予算現額1億971万7000円に對しまして、収入済額は8375万7888円となっております。

64、65ページをお開き願います。

64ページから71ページにかけての5項雑入は、予算現額13億2012万1000円に對しまして、収入済額は16億8467万3378円となっております。

70、71ページをお開き願います。

70ページから75ページにかけての23款市債は、建設事業の財源などとして借入れした長期債であり、予算現額73億310万円に對しまして、収入済額は54億1050万円となっております。なお、差額のうち18億4950万円は、令和3年度へ繰り越した事業に係る財源として、令和3年度で借入れする予定のものであります。

説明は、以上であります。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 歳入に對しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

◎15番（今泉 昌一委員） 23款の市債です。

本当に何も分からないので教えていただきたいくて質疑しますが、この決算で新たにどうか、54億1050万円を新たに借入れを起こしたということですよ。これは、借り入れる借入先については、何かルールというか、取決めというのがあるのでしょうか。

◎財政課長（今井 郁夫） 市債の借入先のルールとしてということですが、国のほうで公的資金として財政融資資金、いわゆる財務省でありますとか、そのほかに簡保資金、旧郵政省の資金のほうがその枠に従って市町村に配分されます。それ以外に、国の資金でない部分については、いわゆる縁故債と言われる銀行です。弘前ですと青森銀行とかみちのく銀行とか、そういったところから借り入れるということになっています。

◎15番（今泉 昌一委員） 一般の感覚でいくと、できるだけ金利の安いところから借りたいですよ。それは市役所でも多分同じではないかと思うのですが、本当に分からないので教えていただきたい。説明書の25ページに、この借入先の一覧表が載ってまして、財政融資資金は別にして、地方公共団体金融機構というところから借入れをしております。これは、私が簡単に調べましたら、全市町村が出資して、地方自治体の金融がスムーズにいくようにつくった機関だというふうになにか勉強したのですが、それで正しいですか。

◎財政課長（今井 郁夫） 今、委員おっしゃられたとおりでございます。

◎15番（今泉 昌一委員） これを見ますと、高いのです、金利が。例えば0.02%とありますけれども、0.2%、0.3%、0.3%と。そうすると、その下の市中の金融機関、青森銀行は0.1%とか0.12%、みちのく銀行は0.1%と。これ僅か0.2%

の違いではないかと言いますけれども、考え方によっては2倍、3倍違うわけですね。この地方公共団体金融機構から借りる、あるいはそこから借りなければならないものというのはあるのですか。例えば、市債の種類によってとか充当する事業によって、必ずここから、これを借りないといけないというふうなものはあるのでしょうか。

◎**財政課長（今井 郁夫）** 地方公共団体金融機構の利率につきましては、財政融資資金、財務省の金利が一番安いのですが、それに倣っておりますので、利率としては市中銀行より借りるよりは、基本的に安いものとなっています。こちらの配分につきましては、その対象事業もございしますが、国の枠の関係で、国・県が市町村に対して枠の配分を決めるということになっていて、市町村のほうで希望は出せますが、そのとおりになる場合もございしますし、あふれた場合は、市中銀行から借りるということになってございます。

◎**15番（今泉 昌一委員）** それでまた、にわか勉強しましたら、何か償還期間中であっても、利率の変更は行っているようなのですが、当然そういう交渉というのは弘前市でも、交渉にならないのか、これは。つまり、償還期間中の利率の変更というのは、やはり行っているのでしょうか。

◎**財政課長（今井 郁夫）** 借入れの方式といたしまして、借入期間中、ずっと同じ固定金利の場合と、例えば10年ごとに利率を見直すといった方式がございまして、市のほうも現在は利率の見直し方式を取り入れております。

◎**副委員長（蒔苗 博英委員）** ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**副委員長（蒔苗 博英委員）** 質疑なしと認め、これをもって、一般会計歳入に対する質疑を終結いたします。

委員長と交代します。そのままでお待ちください。

〔委員長入場、副委員長委員長席退席、委員長委員長席着席〕

◎**委員長（工藤 光志委員）** 討論に入ります。

議案第74号に対し、御意見ありませんか。

◎**23番（越 明男委員）** 議席番号23番、日本共産党の越明男です。私は、会派日本共産党を代表して、議案第74号令和2年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

櫻田市長の政治姿勢を分析し、本議案に反対であることをまず表明いたします。

最初に指摘したいのは、消費税増税への対応についてです。国政府の悪政から市民・住民を守る防波堤が、本来の地方自治体の役割です。消費税10%の強行の結果、税金の不公平が拡大し、市民の生活はますます苦しくなっています。それにもかかわらず、櫻田市政は、社会保障と税一体改革、消費税10%を進める国・政府言いなりの市政を展開してきました。果たして最大の不公正税目の消費税に対し、このような認識でいいのでしょうか。今後、消費税減税と富裕層への優遇見直しを求めていくべきと主張しておきたいと思えます。

次に指摘したいのは、広域連携をめぐってです。圏域行政、定住自立圏構想などの施策です。これは、総務省、安倍・菅内閣が進めてきたもので、今、市町村単位で担っている行政を中心都市と周辺自治体から成る圏域で行うことを標準化する動きであります。地方自治体の本来の在り方を後退させるものと考えます。この方向に市政の軸足を置く必要はありません。

以上の点を踏まえながら、具体的に反対の款項目及び事業名など指摘いたします。

2款1項11目地方創生推進費。2款3項1目、

マイナンバーカード交付関連事務等業務委託料。2款3項1目、市民課窓口業務等業務委託料。7款1項6目、星と森のロマントピアE S C O事業業務委託料及び経営改善等支援業務委託料。7款1項3目、津軽圏域DMO推進事業。8款4項5目、駅前広場・山道町樋の口町線街路整備事業。8款4項5目、住吉山道町線道路整備事業。10款4項4目及び10款4項7目、弘前図書館・郷土文学館指定管理料。10款4項10目、れんが倉庫美術館等指定管理料。

討論の最後に、コロナ禍のこの年度の財政処理について意見を述べます。

国のコロナ対策の不十分の中でありましたが、本市は第23次にわたり補正予算の編成を行ってまいりました。市民・住民の暮らし、命を守るためのものと判断し、私たちは全ての補正に賛成の態度を取ってまいりました。今後もコロナ対策に万全を期すよう期待・希望をいたします。

以上で、会派を代表しての討論といたします。終わります。

◎21番（三上 秋雄委員） 私は、櫻鳴会を代表して、議案第74号令和2年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機に直面した年でありました。本市においてもその影響は大きく、市民生活や経済活動などの制約を余儀なくされ、現在も収束の兆しが見えない状況であります。

市では、感染拡大防止対策をはじめ、新型コロナウイルス感染症との同時流行へ備えるためのインフルエンザ予防接種事業の拡充、プレミアム商品券発行事業、各事業者への支援や販売促進事業など、20回を超える補正予算を編成し、市民の命と生活を守り、地域経済の下支えに全力で取り組んでいただいたものと評価しております。

さて、令和2年度の一般会計歳入歳出の決算を見ますと、歳入977億7982万7000円に対し、歳出969億9826万7000円で、差引き7億8156万円の残額を生じており、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は4億2076万円の黒字となっています。

財政の健全性を示す指標である実質公債費比率と将来負担比率は、いずれも早期健全化の基準を大きく下回っており、良好な比率を維持しています。

一方で、経常収支比率は前年度より減ったものの、依然として高い値で推移しております。今後とも改善に向けた取組を進めていく必要があるものと考えます。

基金残高については、財政調整基金が前年度に比べ、約4億9000万円減の約25億8900万円となりましたが、基金全体では91億600万円と、前年に比べ、約2億400万円の増となっています。

以上申し上げましたこと及びこれまでの決算審議の状況から判断しますと、令和2年度一般会計予算の執行は、財政の健全性に留意し、効率的に行われたものと思われ、各款にわたり、計上予算の目的に沿って、誠実かつ適切に予算を執行したものと判断されるところであります。

以上のことから、議案第74号については、認定することに賛成するものであります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第75号令和2年度弘前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（三浦 直美） 議案第75号令和2年度弘前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

354ページの次の、水色の表紙を御覧願います。

決算額は、歳入が199億311万6226円、歳出が192億5149万3689円で、歳入歳出差引残額は6億5162万2537円であり、この残額は翌年度へ繰越しております。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、370ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費は、予算現額2億5715万7000円に対しまして、支出済額は2億5289万8661円で、425万8339円の不用額であります。

372ページをお開き願います。

2 項徴収費は、予算現額3653万400円に対しまして、支出済額は3373万5916円で、279万4484円の不用額であります。

3 項運営協議会費は、予算現額42万1000円に対しまして、支出済額は32万5624円で、9万5376円の不用額であります。

374ページをお開き願います。

2 款保険給付費 1 項療養諸費は、予算現額113億8032万1000円に対しまして、支出済額は110億9109万2143円で、2億8922万8857円の不用額であります。

376ページをお開き願います。

2 項高額療養費は、予算現額17億5274万3000円に対しまして、支出済額は16億8822万4534円で、6451万8466円の不用額であります。

3 項移送費は、予算現額2,000円に対しまして、支出済額はございません。

378ページをお開き願います。

4 項出産育児諸費は、予算現額5672万9000円に対しまして、支出済額は4248万8920円で、1424万80円の不用額であります。

5 項葬祭諸費は、予算現額1560万円に対しまして、支出済額は1470万円で、90万円の不用額であります。

6 項傷病手当金は、予算現額616万円に対しまして、支出済額はございません。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分は、予算現額37億5542万2000円に対しまして、支出済額は37億5542万243円で、1,757円の不用額であります。

380ページをお開き願います。

2 項後期高齢者支援金等分は、予算現額11億4958万3000円に対しまして、支出済額は11億4958万1725円で、1,275円の不用額であります。

3 項介護納付金分は、予算現額4億7907万6000円に対しまして、支出済額は4億7907万5161円で、839円の不用額であります。

4 款保健事業費 1 項特定健康診査等事業費は、予算現額1億4732万3000円に対しまして、支出済額は1億2143万3661円で、2588万9339円の不用額であります。

382ページをお開き願います。

2 項保健事業費は、予算現額8707万4000円に対しまして、支出済額は5632万4112円で、3074万9888円の不用額であります。

384ページをお開き願います。

5 款 1 項基金積立金は、予算現額8億1671万

4000円に対しまして、支出済額は5億2148万6676円で、2億9522万7324円の不用額であります。

6款1項公債費は、予算現額100万円に対しまして、支出済額はございません。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、予算現額4895万8000円に対しまして、支出済額は4470万6313円で、425万1687円の不用額であります。

386ページをお開き願います。

8款1項予備費は、予算現額1000万円に対しまして、充用額は179万7400円で、820万2600円の不用額であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、360ページにお戻り願います。

1款1項国民健康保険料は、予算現額38億1512万4000円に対しまして、収入済額は39億9352万3756円であります。

362ページをお開き願います。

2款使用料及び手数料1項手数料は、予算現額180万1000円に対しまして、収入済額は150万2325円であります。

3款国庫支出金1項国庫補助金は、予算現額5954万7000円に対しまして、収入済額は5723万3000円であります。

4款県支出金1項県補助金は、予算現額135億5989万2000円に対しまして、収入済額は132億9541万8924円であります。

364ページをお開き願います。

5款財産収入1項財産運用収入は、予算現額2万5000円に対しまして、収入済額は2万3862円あります。

6款繰入金1項一般会計繰入金は、予算現額19億8374万9000円に対しまして、収入済額は19億6386万3058円あります。

2項基金繰入金は、予算現額1675万9000円に対しまして、収入済額は1675万8143円あります。

7款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、予算現額1449万3000円に対しまして、収入済額は2092万5208円あります。

366ページをお開き願います。

2項雑入は、予算現額2616万4000円に対しまして、収入済額は3240万5136円あります。

368ページをお開き願います。

8款1項繰越金は、予算現額5億2146万2000円に対しまして、収入済額は5億2146万2814円あります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案につきましては、1名の質疑通告がございます。

指名いたします。

◎20番（石田 久委員） 360ページの1款1項1目の国民健康保険料についてです。

加入世帯の所得割階層別とペナルティーについてお答えしていただきたいと思っております。

◎国保年金課長補佐（相馬 延承） 国保世帯の所得に関する割合等をお話いたします。

2年度の決算でありますので、2年度の7月当初賦課した時点の数字でお話しさせていただきます。世帯数は、全体で2万6926世帯となっております。そのうち、所得のない世帯が1万676世帯、全体の約39.6%となっております。100万円未満の世帯は5,731世帯、約21.3%。100万円以上200万円未満の世帯が5,567世帯、約20.7%。200万円以上500万円未満の世帯が3,698世帯、約13.7%。500万円以上の世帯が1,254世帯、約4.7%となっております。

次に、ペナルティーというふうな部分の話です。短期の保険証、短期証を出している世帯数になりますけれども、これは年度の出納閉鎖が今年の5月末、6月1日現在の数字でお答えしますと、短期証は、全体で939世帯となっております。資格証に関しましては、同じく6月1日

現在で189世帯となっております。

◎20番(石田 久委員) やはり、国民健康保険料というのは、今、答弁されたように、所得なし、33万円以下という形で、約4割の世帯が所得なしという。それと、今の答弁ですと、8割以上が所得200万円未満という状況が答弁で分かりました。そういう中で、全国的に見ますと、全国の国保の平均所得は約80万円と言われておりますけれども、弘前市の所得が大体64万円、1人当たりの所得ですから、弘前の国保の所得はかなり低いということが分かってきました。

その中で、今回、この実態の中で、国保料の滞納に対するペナルティーということなのですが、具体的に質疑したいのは、この短期保険証、939世帯というのがありますけれども、この短期保険証というのは、普通の保険証だと1年間ですけれども、弘前市の場合は、何か月間の短期保険証にしているのか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

◎国保年金課長補佐(相馬 延承) 短期の保険証の期間であります。3か月として交付しているものでございます。

◎20番(石田 久委員) 3か月ということですが、その中で今回の、令和3年2月現在の国保料の滞納世帯数が、3,207世帯というのがありますけれども、実は令和元年のときよりも滞納世帯が増えているのです。やはりコロナのせいで、仕事がないとか、あるいはいろいろな意味でかなり滞納者が多くなっているわけですが、その中で驚いたのは、18歳までの子供のいる世帯数が190世帯あって、そのうち309人の子供がいるということで、私も資料を見ながら驚いているのですが、これについては、この国保料の滞納世帯数のところでいけば、市としてはどのようにつかんでいるのでしょうか。

◎国保年金課長補佐(相馬 延承) 滞納世帯に

つきましては、今言った短期証、滞納したからすぐ短期証を出すという形は取っておりません、状況を見て、収納課のほうでの納付相談、督促を出したりした場合の状況に応じて、あまりそういうふうな納付に応じない場合、短期証を出すという形を取っております。ただし、短期証の世帯でありましても、子供に対しては期間の短い短期証を出さず、普通の保険証を出す形を取っており、子供に関する医療に関して、そういうふうな差別的な問題がないような対応をしているという形でございます。

◎20番(石田 久委員) 国保のほうでは、この滞納の理由・状況については把握しているのでしょうか。多分、以前、令和元年のときは、滞納のある世帯についてかなり調査していますけれども、令和2年度の中で、どのような滞納理由の状況を把握しているのか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

◎国保年金課長補佐(相馬 延承) 滞納理由といたしましては、いろいろな、様々な理由がございますので、納付が困難であったり、失業であったりとか、失業までいなくても収入の減少とか様々な理由があつて、それに関しましては、国保のみならず、収納課のほうで、税のほうと併せてそういうふうな統計を取っているという形であります。一応、うちのほうといたしましては、特にそういうふうな収入源とか病気等の理由による場合とかに関しましては、相談を受ければ、必要に応じて、生活保護であるとか、救済のほうにつなぐような形で対応しているという形で、極力そういうふうな滞納者が短期証から資格証にならないような形の対応を取っているものでございます。

◎20番(石田 久委員) 令和2年というのは、やはりコロナの年でありますけれども、その前の令和元年のときに、私はこの滞納理由の状況についてどうなのかということと言ったら、生活

状況の悪化が1,786世帯、それは収入が少なくなったり、年金とか、あるいは無職になったりというのが、もう市のほうで資料の中にきちんと書いてあるのです。経営悪化が289世帯、経営不振とか倒産というふうな形で、具体的に滞納世帯の理由については把握している。それが令和元年ではそういう形ですけれども、令和2年のほうは、具体的にこういうような調査はしているのかどうか。

◎国保年金課長補佐（相馬 延承） 具体的な、まだその数字的なものは、統計的なものはちょっと確認を取っておりませんので、新しい数字のものはちょっとお話しできない状況にあります。

◎20番（石田 久委員） 私はやはり今回も資料請求をしたら、具体的な数を書いていなくて、そのところを私は今、聞いているわけですけれども、短期保険証が939件、資格証明書が189件、それから差押件数が637件というような形で、資料はこれだけでした。ですから、その中での具体的なところ、つまり払えない人たちは、市のほうでは把握しているというふうな状況です。

それでお聞きしますけれども、令和2年度は、普通、切符が来るのが、7月の中旬に国保世帯に送られてくるわけですけれども、その後コロナの影響によって仕事が無くなったり、そういう相談がかなり来ました。そういう中で、私のところに相談に来た方は建具屋で、仕事が無くて、病気でお金もなくて、我慢して我慢して、病院に入院したときにはもう手後れで、でも令和2年度のときは、国保料、介護保険料は全部払っていたのです。そういうような状況の中で、特例減免申請をして、亡くなってから戻ってきたのです。ですから、この人は滞納ではないのですけれども、払っている人でも仕事が無くて、病気なのだけれども、がんなのだけれども、病院の医療費がないということで手後れ死になってしまったのですけれど

ども、そういう世帯のいろいろな実態の中で、どうして、滞納世帯の3,207世帯のうち、令和元年よりもかなり多くなって、具体的な調査もしていれば、そういうコロナの特例の、そういうのもできるはずだと思うのですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

◎国保年金課長補佐（相馬 延承） 調査という形ではございませんが、実際のところ、資格証の世帯に関しましては、令和2年6月1日現在、338世帯から、令和3年6月1日現在、189世帯という形で、資格証世帯が大きく減少しております。これに関しましては、結局、御相談をいただいて、ある一定、その資格証でなくというふうな形の対応を、今回コロナの形でのそういう減免なり、そういうふうな申請等があったことを踏まえて、こういうふうな形での数字に表れているのではないかなと考えております。

実際、新型コロナに関する減免に関しましては、去年だけでなく、今年度も引き続き継続しておりますので、7月中旬の納付書送付後、実際経営している店が大変であるとかという理由で、数多く減免申請されている状況になっておりますので、そういうふうな形で必要なところは減免をするという形でのサポートというか、支援をする形で、今後も、極力相談のない方としても、資格証とか短期証が継続される形になっていきますので、そういう苦しい状況を市のほうに早めに相談いただいて、必要な対応をしていきたいと考えてございます。

◎20番（石田 久委員） 今、答弁したのは、来てほしいということなのですけれども、やはり滞納している世帯というのは、なかなか市役所には行きづらい中で、しかし、そういう中でも滞納している、そういう実態調査をしているわけですよ、令和元年には。一人一人の滞納者の理由が全部出ているわけです。ですから、なぜそれを

知っていて、逆に市からこういう制度もありますよと、今、コロナによって、特例の減免もあるのだということを、市民の方はあまり知らないと思うのです。やはり今回も、そういう手後れ死になった方も、知らなかったと。保険料は全部払っているのだけれども、亡くなってからお金が戻ってきているわけですが、やはり弘前市は、ようやくコロナで、国保・介護・後期高齢者の一本化で、1階のところ窓もつくりながらやっているのですけれども、それですらもなかなか市民の皆さんは、滞納しているからなかなか行けなかったというところもあるので、やはりそこまで弘前としては調査をしている。令和元年のときには、こういう理由で払えないのだということまで把握しているわけですから、もう一步、こういうのがあるよとか、そういうのを、督促だけではなくして、いろいろな意味ではそういうことをやったのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

◎国保年金課長補佐（相馬 延承） 滞納世帯に対するこちらからのアプローチに関しましては、短期証・資格証もございますが、納付に関しては、納付忘れではないかという形で、電話によるそういうふうなアプローチもしますし、実際、収納課職員と国保年金課職員で夜間に訪問するなど、必要に応じてそういうふうな対応も取っております。その際に、会えた場合には、そういった内容の、相談ができるいろいろな制度の話ができますが、なかなか会えないし、そういうふうなお手紙を出してもアクションのない方というのも数多くございますので、そこに関しては、うちのほうとしては、これからも丁寧に対応していくことを続けていきたいと考えてございます。

◎20番（石田 久委員） 私は、今日、質疑のところ、加入世帯の所得階層別とペナルティーについてということをやっていますので、このペ

ナルティーについてももう少しお聞きしたいと思います。

弘前市は、財産調査を実施していると思うのですけれども、令和2年度はどのくらいの件数の財産調査を実施しているのでしょうか。

◎国保年金課長補佐（相馬 延承） 財産調査の実施件数についてですが、令和2年度は、預貯金に関して6,384件、生命保険に関して1,147件、給与に関して457件、年金に関して28件、合計8,016件の財産調査を5月末の出納閉鎖の時点で行っております。

◎20番（石田 久委員） はっきり言って、財産調査まで行って、滞納者に対してはそこまでやっているわけですから、もうちょっと手だてというのかな、これだけコロナによってとか、あるいは仕事というのは、はっきり言って国保世帯の方で商売をやっている方とか、仕事がないとかいろいろな中で、なかなかここまで来れないという方も多かったと思います。そういう意味では、令和2年度の、その辺でやはりもうちょっときめ細かくやる必要があるのではないかなというには思っています。ですから、今回、コロナによって収入が、3割以上が353世帯で8000万円というような答弁がありました。これだけではないと思うのですよね。ですから、本当に困っている人たちは、弘前市民で国保の中ではいるわけですが、市としてこういうふうな形で、例えば財産調査もみんなしているわけですから、そういう世帯に対して、こういうふうなものがありますよとか、コロナによっての特例のこういう制度もありますよとか、そういうお知らせはしていたのでしょうか。

◎国保年金課長補佐（相馬 延承） 新型コロナウイルスの減免に関しましては、広報なりホームページもございますけれども、あとはそれ以外に実際、年度当初に賦課した場合に、先ほど、所得

なしの中には実際に無申告、申告されていない、実際は所得がなく申告していない、そういうふうに必要なというのを分からない方もございますから、そこに関しては申告をしていただく形で、そうすることで賦課されている保険料が7割軽減になる、所得がない場合にはそういうふうな形になりますので、そういうふうな形の御案内をして、もし来た際に、そういうふうに厳しければそういった減免みたいなお話もするようなアプローチをしてございます。

◎20番（石田 久委員） ちょっと時間もなくなりましたので、次に移ります。

次は、積立金と不用額と基金がどれくらいあるのか、お答えしていただきたいと思います。

◎国保年金課長（葛西 正樹） 令和2年度の不用額の約3億円について御説明いたします。

令和2年度決算における基金積立金不用額の2億9522万7324円が生じた理由でございますが、これは本年の3月定例会で増額補正した基金積立金の支出処理を令和2年度の年度内に行わなかったことによるものであります。3月の定例会では、普通交付税の確定などに伴い歳入予算を増額補正しており、補正後の歳入予算の総額と歳出の総額が同額となるように調整いたしておりますけれども、3月の定例会の時点で、令和2年度の収支は黒字となる見通しでございましたので、決算認定後に、最終的にこちらは財政調整基金へ積立てされるものであるという公算が高かったために、歳出側の支出科目としては基金積立金に予算計上したものであります。しかし、国保会計の全体の収支の確定は、5月いっぱいが出納整理期間ということで、保険料が収入されてまいりますので、5月末となります。令和2年度中に基金へ積み立てる支出処理を行わずに、そのまま令和3年度予算へ繰越しいたしまして、令和2年度国保会計の決算の認定を受ける本定例会の閉会後に一括して、

令和2年度国保会計全体の黒字分を基金へ積立てすることとしたものであります。本議会の終了後には、令和3年度の補正予算として計上している2年度の国保会計全体の黒字分であります約6億5000万円を積立いたしますが、この中に令和2年度の決算における基金積立金の不用額2億9522万7324円が含まれているとなっているものでございます。

続きまして、これまでの基金積立金の推移についてお答えいたします。

積立金額は、前年度の決算剰余金と運用利子を合計した額で御説明いたしますけれども、平成30年度は187万3510円、令和元年度は7億2049万1973円、令和2年度は5億2148万6676円、令和3年度は、前年度、2年度の決算剰余金として6億……（「3年度は要らない」と呼ぶ者あり）申し訳ございません。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員

の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

◎20番（石田 久委員） 議案第75号令和2年度弘前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で討論を行います。

反対の理由の第1は、高過ぎる保険料の実施が続いているからです。弘前市の国保加入世帯の所得階層割合は、所得なしが1万676世帯、約40%、100万円未満が5,731世帯、22%、200万円未満が5,567世帯、21%と、所得200万円未満が8割を超えています。さらに、職業別構成を見ますと、無職、年金暮らしなどが42%を占め、続いて被用者、非正規雇用者などが21%、農林業、りんご農家や米農家などが14%、自営業が12%となっています。加入者1人当たりの平均所得は、国保世帯平均84万円ですが、弘前市は67万4000円と低い所得となっています。

今年に入り、コロナ感染症の影響により、自営業を中心とする多くの市民が苦しんでいます。保険料の引下げを行うべきです。財源はあるのです。

反対の理由の第2は、保険料が高いため、資格証明書や短期保険証が多いからです。令和3年2月現在、資格証明書は283世帯、短期保険証は1,078世帯、滞納世帯は3,207世帯で、18歳までの子供のいる世帯は190世帯で、子供の309人にも及んでいます。滞納世帯の10%に子供が含まれています。滞納世帯の滞納理由は、生活状況の悪化によるものが1,786世帯、58%を占め、次に経営不振が289世帯、9.4%などで、弘前市は把握しています。

国保料の滞納者が多いのは、悪質滞納者が増え

ているからではありません。それは、貧困と保険料が高いという国保の構造的矛盾と、貧困層・境界層への実行ある救済措置を行わないという市の対応があるからです。低所得者の払えない世帯には、負担の公平などについて資格証明書を発行し続けるのではなく、生活困窮者へ積極的に減免制度を行ったり、福祉政策につながる方向へ行政を転換すべきです。

以上で、反対討論といたします。

◎22番（佐藤 哲委員） 22番佐藤哲であります。私は、櫻鳴会を代表して、議案第75号令和2年度弘前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての賛成の立場で意見を申し上げます。

国民健康保険制度は、平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となることで、国保財政の安定化が図られており、制度改革後3年が経過したところであります。

しかしながら、加入者の平均年齢が高く、医療費水準も高いことを要因とした国保の構造的な問題が解決されているものではないため、引き続き高齢化などによる国保加入者1人当たりの医療費の増加、後期高齢者医療制度への支援金や介護保険制度への納付金の増加、加入者数の減少などによる国保料収入の低下が懸念されております。

弘前市においては、平成27年度末に約17億7000万円の累積赤字を抱えておりましたが、保険料率の見直しに加え、保険料収納率向上対策や保健事業をはじめとする医療費適性化対策に取り組み、平成29年度末には累積赤字を解消いたしました。そして、令和2年度末までには約6億5000万円の黒字となり、歳入不足に備えるための財政調整基金の残高は約18億6000万円となる見込みであります。これは、市の取組の効果が継続して発揮されているものであり、国保財政の健全化による安定的な財政運営の実施ができているものと評価され

るものであります。

以上のことから、私は、議案第75号について、賛成の意を表明するものであります。

なお、理事者においては、令和3年度以降においても、単年度収支の黒字化を維持できるよう、最大限の努力を行うよう希望するものであります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第76号令和2年度弘前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（三浦 直美） 議案第76号令和2年度弘前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

388ページの次の、水色の表紙を御覧願います。

決算額は、歳入が20億9345万7316円、歳出が20億5787万7143円で、歳入歳出差引残額は3558万173円であり、この残額は翌年度へ繰越ししております。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、398ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費は、予算現額4262万円に対しまして、支出済額は4226万6827円で、35万3173円の不用額であります。

2 項徴収費は、予算現額1212万6000円に対しまして、支出済額は1077万3560円で、135万2440円の不用額であります。

400ページをお開き願います。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額20億289万9000円に対しまして、支出済額は20億289万8716円で、284円の不用額であります。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金は、予算現額516万円に対しまして、支出済額は193万8040円で、不用額は322万1960円であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、394ページにお戻り願います。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、予算現額13億6010万6000円に対しまして、収入済額は13億9584万1043円であります。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料は、予算現額25万円に対しまして、収入済額は25万880円あります。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金は、予算現額6億7322万3000円に対しまして、収入済額は6億7041万7074円あります。

4 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料は、予算現額25万円に対しまして、収入済額は5万8300円あります。

2 項償還金及び還付加算金は、予算現額516万円に対しまして、収入済額は197万3430円あります。

396ページをお開き願います。

3 項雑入は、予算現額1万5000円に対しまして、収入済額は111万5203円あります。

5款1項繰越金は、予算現額2326万円に対しまして、収入済額は2326万386円であります。

6款1項国庫支出金は、予算現額54万1000円に対しまして、収入済額は54万1000円であります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第77号令和2年度弘前市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（番場 邦夫） 議案第77号令和2年度弘前市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

402ページの次の、水色の表紙を御覧願います。

決算額は、歳入が192億8499万9451円、歳出が191億7628万1825円で、歳入歳出差引残額は1億

871万7626円であり、この残額は翌年度へ繰越しております。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、418、419ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費は、予算現額3億6740万2000円に対しまして、支出済額は3億2221万9123円、翌年度繰越額は308万6000円で、4209万6877円の不用額であります。翌年度繰越額は、介護保険事務処理システム改修事業に係るものであります。

420、421ページをお開き願います。

2項徴収費は、予算現額1193万8000円に対しまして、支出済額は1131万8655円で、61万9345円の不用額であります。

3項介護認定審査会費は、予算現額5889万7000円に対しまして、支出済額は5874万1012円で、15万5988円の不用額であります。

2款1項保険給付費は、予算現額176億2636万7000円に対しまして、支出済額が176億1251万1763円で、1385万5237円の不用額であります。

422、423ページをお開き願います。

3款1項地域支援事業費は、予算現額10億3587万7000円に対しまして、支出済額は9億2808万7845円で、1億778万9155円の不用額であります。

428、429ページをお開き願います。

4款1項基金積立金は、予算現額1億1927万5000円に対しまして、支出済額は1億1927万3875円で、1,125円の不用額であります。

5款1項公債費は、予算現額100万円に対しまして、支出済額はございませんでしたので、全額不用額となっております。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、予算現額1億2467万6000円に対しまして、支出済額は1億2412万9552円で、54万6448円の不用額であります。

430、431ページをお開き願います。

7款1項予備費は、予算現額1000万円に対しまして、支出済額はございませんでしたので、全額不用額となっております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、408、409ページにお戻り願います。

1款保険料1項介護保険料は、予算現額34億400万5000円に対しまして、収入済額は34億8745万8559円であります。

2款使用料及び手数料1項手数料は、予算現額35万円に対しまして、収入済額は31万9770円あります。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、予算現額32億3664万1000円に対しまして、収入済額は32億6330万7300円あります。

2項国庫補助金は、予算現額16億3635万1000円に対しまして、収入済額は16億8095万7220円あります。

410、411ページをお開き願います。

4款1項支払基金交付金は、予算現額49億7336万4000円に対しまして、収入済額は50億83万3343円あります。

412、413ページをお開き願います。

5款県支出金1項県負担金は、予算現額24億9192万7000円に対しまして、収入済額は24億8125万3925円あります。

2項県補助金は、予算現額1億9903万8000円に対しまして、収入済額は1億9601万6735円あります。

6款財産収入1項財産運用収入は、予算現額5,000円に対しまして、収入済額は4,303円あります。

7款繰入金1項一般会計繰入金は、予算現額31億7468万円に対しまして、収入済額は29億2914万7403円あります。

414、415ページをお開き願います。

2項基金繰入金は、予算現額1億1927万円に対しまして、収入済額は1億1926万9572円あります。

8款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、予算現額40万1000円に対しまして、収入済額は88万3488円あります。

2項雑入は、予算現額13万円に対しまして、収入済額は627万8261円あります。

9款1項繰越金は、予算現額1億1927万円に対しまして、収入済額は1億1926万9572円あります。

以上で、説明を終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 暫時、休憩いたします。

〔午後 2時51分 休憩〕

〔午後 3時20分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本案に対しては、2名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党。

◎20番（石田 久委員） 420ページの2款1項1目ですけれども、居宅介護と施設介護サービス費3億円の追加についてお願いいたします。

◎介護福祉課長（川田 哲也） 3億円の追加について御説明いたします。

令和3年第1回定例会において、本来約5000万円の減額補正をするべきところ、決算見込み誤りにより約3億5000万円の減額補正を行いました。後日、青森県国民健康保険団体連合会への支払いに支障を来すおそれが判明したため、急遽、専決処分により約3億円を補正し、5月21日の第1回臨時会において報告させていただきました。その詳細は、居宅介護サービス費を約2億7000万円減額するところを、3億5600万円減額し、施設介護

サービス費を3億3800万円増額補正するところを、1億2400万円しか増額しなかったことで、約3億円の不足が生じたものです。

直接の原因は、表計算ソフトの計算式の誤りに気づけなかったことですが、新型コロナウイルスの影響により、介護サービスの利用控えが多く、給付費が抑えられたとの思い込みもありました。委員の皆様には、多大な御迷惑と御心配をおかけいたしましたことを、この場をお借りしておわび申し上げます。

◎20番（石田 久委員） コロナウイルス感染症拡大で、疲弊し切っている介護事業所とか介護従事者が、この間、このことを、中では大変な思いで、どうしてこんなミスを起こしたのか。私たちの現場では、ほとんど本人のところには家族も入れない、もう何というのですか、そういう中で今回の追加について、再度、どういうことを重点に、重視して改善するのか、その辺についてお答えください。

◎介護福祉課長（川田 哲也） 再発防止につきましては、担当課では積算過程を加えるなど、決裁過程の見直しを実施するとともに、他の部分につきましても随時見直しをしてまいります。

◎20番（石田 久委員） もう時間がありませぬけれども、最後に積立金1億1927万円の基金についてお答えしてください。

◎介護福祉課長（川田 哲也） 令和元年度から繰り越された1億1926万円は、前年度決算による歳入として繰越しされ、財政調整基金に一時積立てされますが、介護事業に係る国などの負担金などは概算で頂いており、年度は終了し、介護給付費が確定した時点で精算することから、令和元年度から繰り越されたこの1億1926万円も、基金取崩しの上、全額返還となったものです。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木場公明。

◎11番（外崎 勝康委員） 3款1項3目、決

算書426ページ、包括的支援事業、説明書250ページです。

まず初めに、この包括における職員数を伺いたいと思います。

次に、事業体制における課題等に関して伺います。

◎介護福祉課長（川田 哲也） 人員数ですが、現在、7地域包括支援センターで37名の体制となっております。

また、現在の体制における課題と対策についてですが、地域包括支援センターの現体制における課題の一つとして、高齢者人口の増加に伴う認知症高齢者や、高齢者虐待への対応をはじめとしたセンターの業務量の増加により、人員不足が言われておりました。その対応について昨年度より検討を重ねてまいりましたが、令和3年度からは地域包括支援センターの委託料を増額したことで、職員数を7センター合計で4人増員し、37名としたものです。

また、二つ目の課題といたしましては、各地域包括支援センターの日常生活圏域による高齢者人口の数の差が大きくなっていることです。国では、地域包括支援センターの人員配置の目安として、日常生活圏域の高齢者人口が3,000人から6,000人に対して、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を1名ずつ配置することを示しております。現在、市の高齢者人口は、5万4000人以上おり、昨年度、南部地域包括支援センター圏域では、高齢者人口が1万3000人を超えていたことから、日常生活圏域の見直しを検討し、令和3年度から石川中学校区を東部圏域に、相馬中学校区を西部圏域に移行することで、圏域人口の平準化を図りました。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担っており、今後も十分に機能させていくために随時見直しを行い、体制の強

化を図ってまいります。

◎11番(外崎 勝康委員) 私は、今回、包括支援センターに関して常日頃感じていることが、この訪問は1人で訪問しているということを伺っております。それで、実際利用されている方の話を聞くと、やはりその訪問されている方と合う・合わないとか、いろいろな相談をしてもなかなかそれが包括のところまで届いていないとか、そういうようなお話を昨年度にお伺いしました。それに関して、どのようにお考えでしょうか。

◎介護福祉課長(川田 哲也) 1人で訪問しているということで、またその人が合う方、または合わない方というものもいるものと思います。そのようなとき、各法人のほうで対応できるのであれば対応していただきますし、また市のほうに御相談が来たときには、真摯に対応したいと思います。

◎11番(外崎 勝康委員) それで、なかなかいろいろな方がおまして、相談できる方・できない方、高齢者ですのでいろいろな方がおります。ですから、その辺も今後サポートできる体制も考えていただければと思っております。

次に、今回特に、七つの事業所がありますが、その七つの事業所から、特に今、市のセンターとなっております。その市のセンターに対して、特にこういうことが困ったということの要望等に関して、何か代表的なものがあればお知らせください。

◎介護福祉課長(川田 哲也) 各地域包括支援センターから出ている意見ですが、地域包括支援センターの運営に関しまして、年に3回地域包括支援センター連絡会を開催し、センターの職員に出席いただきまして、業務の進捗状況や課題などについて意見交換を行っております。

センターのほうからは、8050問題をはじめ、高齢者を取り巻く問題が複合化、また多様化してき

ており、各関係機関、協力機関との連携や支援の調整業務に時間を要しているとの意見が寄せられております。

また、行政サイドとして、断らない相談窓口、また総合的な相談窓口の設置を進めてほしいとの要望も頂いております。

市といたしましては、地域包括支援センターの業務量が増加、煩雑化していることを踏まえ、地域支援センターの体制強化に加え、市全体の相談支援体制の整備・連携にも努めてまいりたいと考えております。

◎11番(外崎 勝康委員) 先ほども、どんどん高齢者が今、増えております。それで、包括支援センターも、本当に今、3,000人から6,000人に、そういった3職種ですかを1人ずつと。そういう意味では、非常にある意味では、かなり厳しい体制の中でやっていると思います。

私も正直言って、地元の包括に1回訪問したことがありました。はっきり言って、もうちょっと広くて、いっぱい人がいるのかなと思ったら、手狭なところで、たしかそのとき1人か2人しか職員がいなくて、そういった状況を見て、いや、これだけの広い地域を、本当にできるのかなというのを、非常に危惧した、そういう感想を持ちました。

それで、やはり様々、今の人員の中でやらざるを得ないという国の指針等がありますので、そこでやはり大事になってくるのが、七つの包括支援センターをしっかりサポートする体制、統括本部みたいなものをつくっている自治体もございませぬ。その辺を令和2年度でどのようにお考えになったのかお聞きしたいと思います。

◎介護福祉課長(川田 哲也) 令和2年度においては検討はされておりましたが、今後におきまして機関型の包括支援センターの設置など、周りの市町村や先進の市町村の状況を勉強させてもら

いまして、検討していきたいと思えます。

◎11番(外崎 勝康委員) それから、私は、この包括支援センターというのが、意外と市民に浸透していないのではないのかなというのを常日頃感じます。意外と職員の方でも、包括支援センターのことをよく分かっていない方が結構いらっしゃると私自身思っております。

それで、やはり市民へどう情報提供していくかというのが、私は大事だと思うのです。先ほどちょっと話がありましたように、7地域総括支援センターで年3回連絡会をしており、また運営協議会を年2回やっているというお話です。その中の内容、議事録等はホームページにアップしているということなのですが、市民向けにこの包括支援センターの内容、また様々な御苦勞、今後の指針とか、もっと身近に感じるような情報発信というのは私は必要だと思っているのですが、2年度ではその辺はどのようなことをやり、また考えているのかお聞かせください。

◎介護福祉課長(川田 哲也) 地域包括支援センターの市民向けの情報ということですが、地域包括支援センターの周知につきましては、直接高齢者世帯を訪問する場合がありますが、より多くの人に知っていただくため、見やすいパンフレットなどを作成し、市民の利用頻度の高いスーパーマーケットや銀行、また薬局などに設置していただいているほか、各圏域の町会長会議や民生委員の定例会などにお邪魔をして、活動報告やPRをすることもあります。また、市ホームページや広報ひろさきも活用し、地域包括支援センターの活動状況や地域課題への取組状況について情報の発信をしておりますが、ホームページには多くの情報が掲載されていることから、なかなか目的の情報にたどり着けないということが、今後の検討課題となっております。

◎11番(外崎 勝康委員) 分かりました。

もっと分かりやすい新聞とか、何かそういうものを作っていただいて、町会等に渡していただければなという、私はイメージしております。そうすると、誰でも見られますよね。そんな形でちょっと、もっと寄り添った形の情報というのが必要ではないのかなというふうに思って、今お話ししました。

それでは最後に、やはりこの包括支援センターは、ますます大きな意味があると思えます。やはり元気で長生きをする、そういう健康長寿というのが包括支援センターの大きな役割の一つではないのかと思えます。

そこで、大きなこれからの包括支援センターに求められる内容、目標等がありましたらお伺いして、質疑を終わりたいと思えます。

◎介護福祉課長(川田 哲也) 先ほども申しましたが、ただいま高齢者を取り巻く問題が複合的、多様化しておりますので、そのほうに対応できるスキルアップ、または連携の強化を図ってきたいと思えます。

◎委員長(工藤 光志委員) 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、さくら未来

の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第80号令和2年度弘前市病院事業会計決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎市立病院事務局長（澤田 哲也） 議案第80号令和2年度弘前市病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、令和2年度の業務量について御説明いたしますので、18ページをお開き願います。

令和2年度の業務量の主なものとして、入院延べ患者数は2万5390人、1日平均患者数は69.6人となっております。

19ページをお開き願います。

外来延べ患者数は4万9191人、1日平均患者数は202.4人となっております。

次に、決算報告書について御説明いたしますので、1ページ、2ページにお戻り願います。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は36億842万9824円、支出決算額は31億4597万2371円となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の決算額は、ともに2億2329万4341円となっております。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算書をお開き願います。

令和2年度は、6ページの当年度純利益に記載の4億6194万1373円の純利益が生じており、この結果、令和2年度末の未処理欠損金は31億5157万3119円となっております。

なお、9ページから11ページは貸借対照表であります。

以上が、令和2年度の病院事業会計決算の概要であります。詳細につきましては、12ページ以降の決算附属書類を御参照くださるようお願いいたします。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第78号令和2年度弘前市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第78号令和2年度弘前市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、利益の処分案について御説明申し上げますので、令和2年度弘前市水道事業会計決算書の9ページをお開き願います。

令和2年度の未処分利益剰余金8億5025万20円は、起債の償還に充てるため、4億1235万2676円を減債積立金に積立てするものであり、4億3789万7344円は自己資本造成のため、資本金へ組入れしようとするものであります。

次に、令和2年度の業務量について御説明いたしますので、19ページをお開き願います。

水道事業の業務量の主なものとして、年間配水量は1895万4895立方メートル、有収率は88.55%、給水人口は16万3588人、普及率は97.92%、給水戸数は7万5650戸となっております。

続きまして、決算報告書について御説明いたしますので、1ページ、2ページにお戻り願いま

す。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は42億4912万8036円、支出決算額は37億2552万2907円となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入決算額は14億2384万7535円、支出決算額は26億7427万1446円で、収支差引不足額は表の下の欄外に記載のとおり、損益勘定留保資金などで補填しております。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算書をお開き願います。

令和2年度は、6ページの当年度純利益に記載の4億1235万2676円の純利益が生じております。

なお、10ページから12ページは貸借対照表であります。

以上が、令和2年度の水道事業会計決算の概要であります。詳細につきましては14ページ以降の決算附属書類を御参照くださるようお願いいたします。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決及び認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決及び認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 最後に、議案第79号令和2年度弘前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第79号令和2年度弘前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、利益の処分案について御説明いたしますので、令和2年度弘前市下水道事業会計決算書の9ページをお開き願います。

令和2年度の未処分利益剰余金5億5090万6666円は、起債の償還に充てるため、3億2299万8109円を減債積立金に積立てするもので、2億2790万8557円は自己資本造成のため、資本金へ組入れしようとするものであります。

次に、令和2年度の業務量について御説明いたしますので、22ページをお開き願います。

下水道事業の業務量の主なものとして、年間総処理水量は2175万1359立方メートル、有収率は81.76%、処理区域内人口は16万3125人、普及率は97.64%、水洗化人口は14万8907人、水洗化率は91.28%となっております。

続きまして、決算報告書について御説明いたしますので、1ページ、2ページにお戻り願います。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は57億271万8305円、支出決算額は53億3080万3540円となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入決算額は20億

6360万1776円、支出決算額は44億2442万1651円で、収支差引不足額は表の下の欄外に記載のとおり、損益勘定留保資金などで補填しております。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算書をお開き願います。

令和2年度は、6ページの当年度純利益に記載の3億2299万8109円の純利益が生じております。

なお、10ページから12ページは貸借対照表であります。

以上が、令和2年度の下水道事業会計決算の概要であります。詳細につきましては14ページ以降の決算附属書類を御参照くださるようお願いいたします。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決及び認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決及び認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本員会に付託されました議案の審査は、全部終了い

たしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

[午後 3時49分 散会]